



# ミャンマー投資環境

2019年10月

**みずほ銀行**

国際戦略情報部

**みずほ総合研究所**

調査本部

# 【目次】

## I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造	P.5
【I-4】経済・産業の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.9
【I-6】政治情勢	P.10
【I-7】経済発展上の課題	P.11
【I-8】経済発展上の強み	P.12
【I-9】リスク	P.13
【I-10】直接投資動向	P.14
【I-11】投資先としてのポテンシャル総括	P.17

## II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.19
【II-2】主要工業団地・経済特区	P.22
【II-3】会計・税務関連情報	P.26

## III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.30
【III-2】拠点設立フロー	P.32
【III-3】現地費用	P.33
【III-4】口座開設	P.34

## IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】外資規制	P.36
【IV-2】投資誘致	P.39
【IV-3】会社法関連	P.41
【IV-4】為替管理制度	P.42
【IV-5】貿易制度	P.44
【IV-6】通貨規制	P.46
【IV-7】資金調達	P.47
【IV-8】成長政策	P.48

## V. その他

【V-1】みずほ銀行ヤンゴン支店のご案内	P.50
【V-2】業務提携	P.51

---

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

## 【 I - 1】アジア主要国経済指標

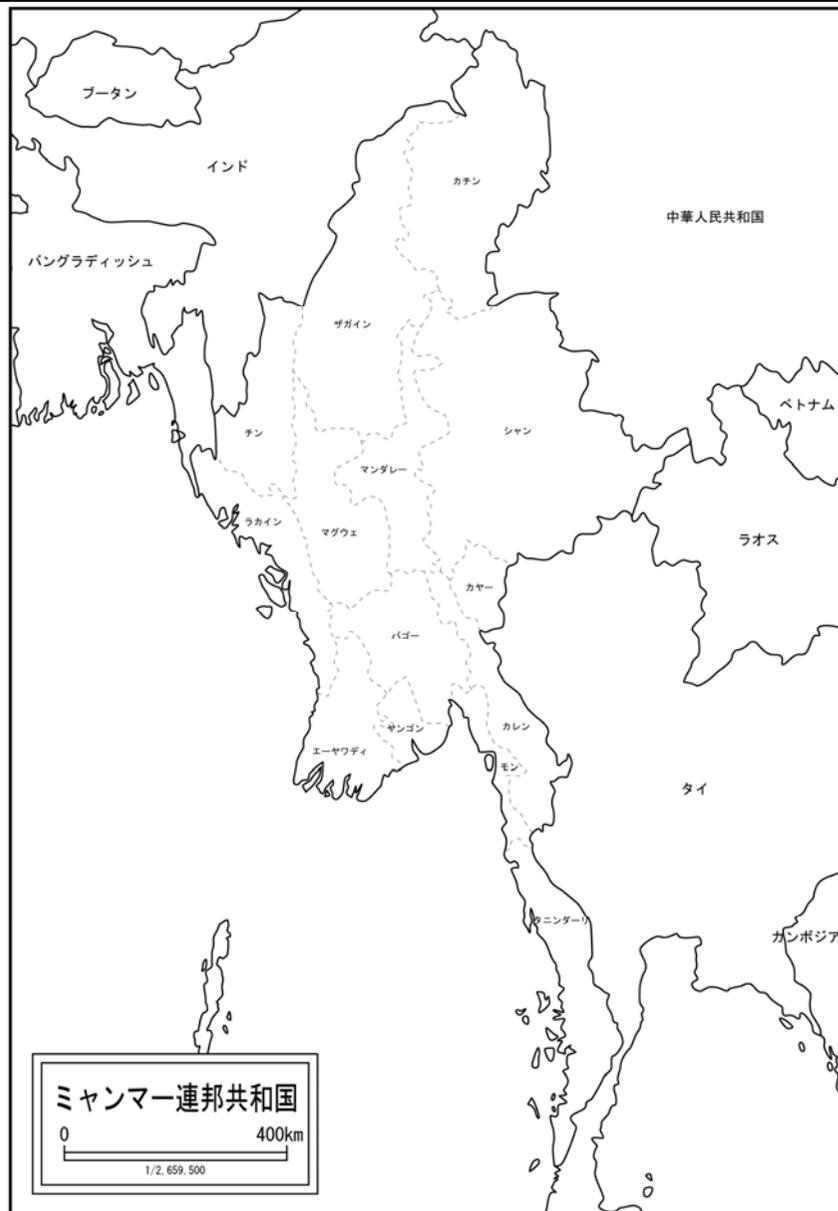
国名	ミャンマー	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	52.8	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	687	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	6.8	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	1,300	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	6.2	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	n. a.	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注) 1. 数値は2018年ベース(ミャンマーのみ実質GDP成長率は2017年)、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A : 当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい  
 BBB: 当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い  
 BB : 他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低いが、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所) IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

## 【I-2】基礎データ・概況



### ミャンマー基礎データ

【人口】	5,283万人(2018年IMF)
【面積】	68万km <sup>2</sup> (日本の約1.8倍)
【首都】	ネピドー(人口:116万人、14年国勢調査)
【言語】	ビルマ語(公用語)、各少数民族語
【民族】	ビルマ族68%、シャン族9%、カレン族7%、ラカイン族4%、中国人3%、インド人2%、モン族2%、その他5%
【宗教】	宗教:仏教徒87.9%、キリスト教徒6.2%、イスラム教徒4.3%、アニミスト0.8%、ヒンズー教徒0.5%、その他宗教0.2%、無宗教0.1%
【通貨】	ミャンマー・チャット
【政治】	大統領制、共和制
【元首】	ウイン・ミン大統領(2018年3月就任、任期5年)
【主要産業】	農業、製造業
【名目GDP】	687億ドル 1人あたりGDP:1,300ドル(2018年IMF)
【GDP成長率】	6.8%(2018年IMF)

### ミャンマー概況

- ミャンマーは、中国、インドの2大国に挟まれ、また、ラオス、タイ、バングラデシュを含む5カ国と国境を接する
- 国境の長さは、中国 2,185km、タイ 1,800km、インド 1,463km、ラオス 235km、バングラデシュ 193kmである
- 東アジア、東南アジアおよび南アジアの中継地であり、また、中国およびメコン地域のインド洋側出口という戦略的立地に位置する
- 天然ガス、石油、森林資源、鉱物資源、宝石(翡翠、ルビー等)などの天然資源が存在

(出所)外務省、IMF、米国中央情報局、ミャンマー労働・移民・人口省、freemap.jp等より みずほ総合研究所作成

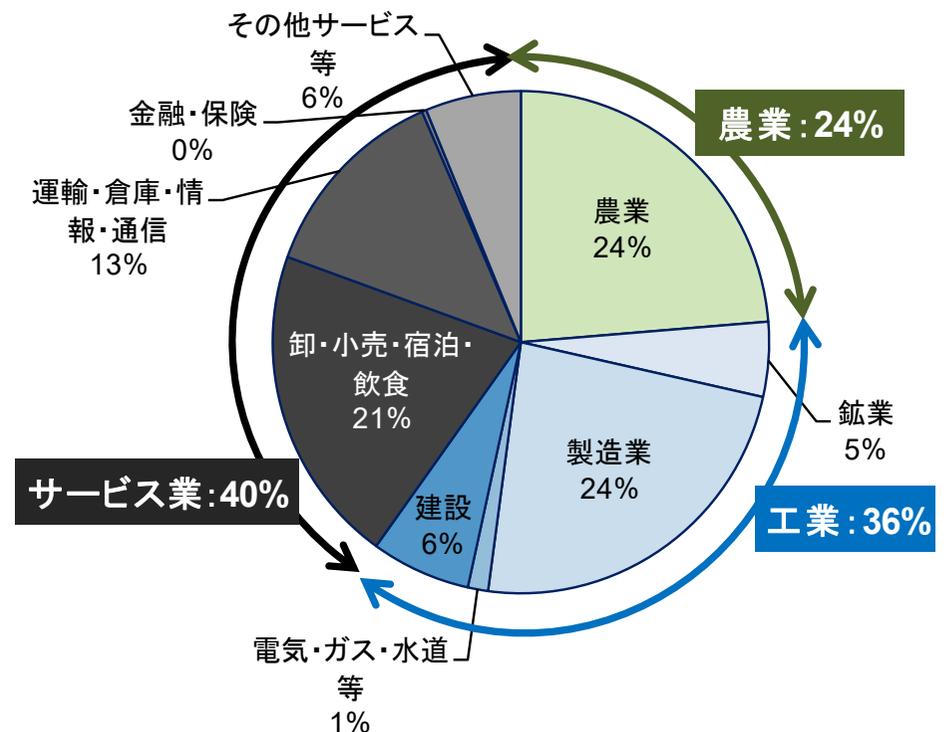
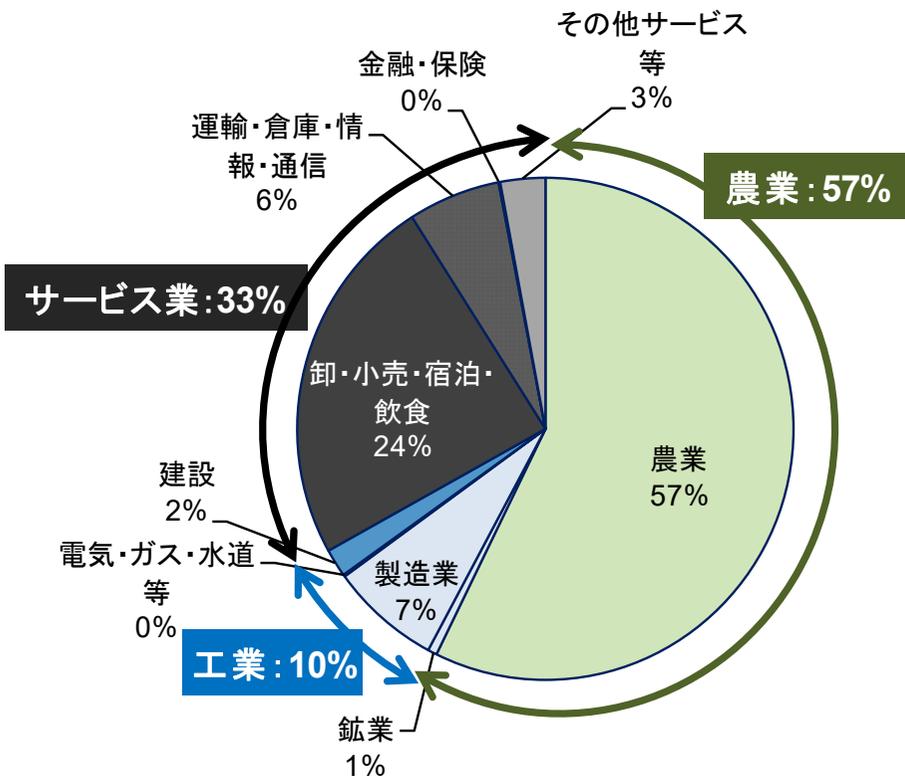
# 【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ 農業のシェアは大幅低下。製造業のシェアは、ティラワSEZでの工場稼働もあり、2000年の10%から2017年には24%へと上昇。建設業のシェアも上昇しており工業全体で3分の1を上回る
- ◆ その他には、運輸・通信のシェア上昇が目立ち、サービス業が4割を占める

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

2000年

2017年

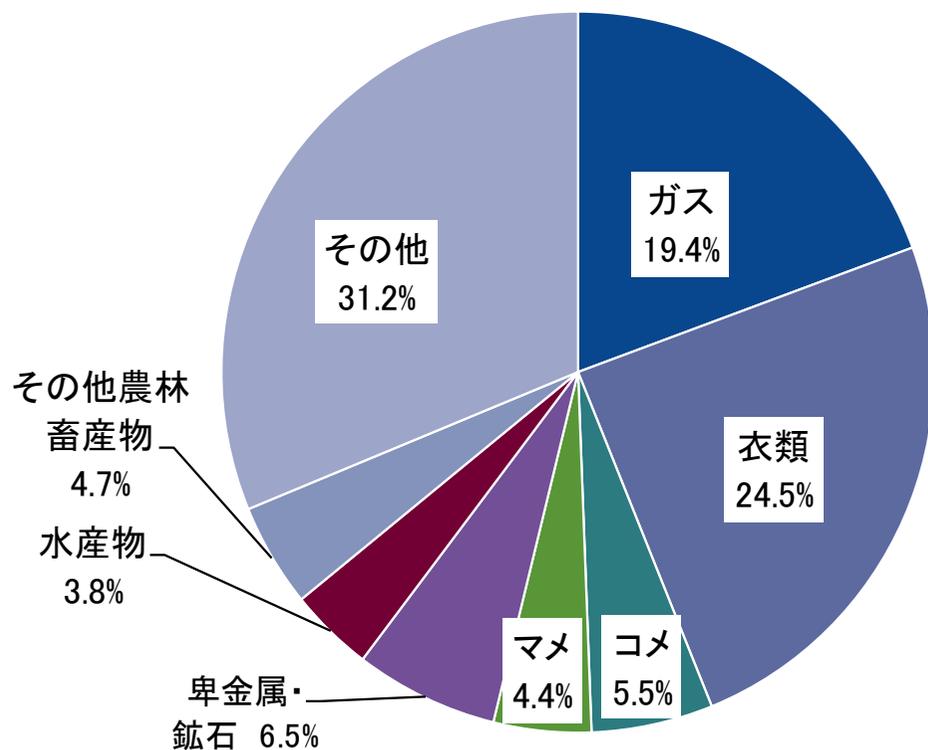


(出所)ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

## 【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

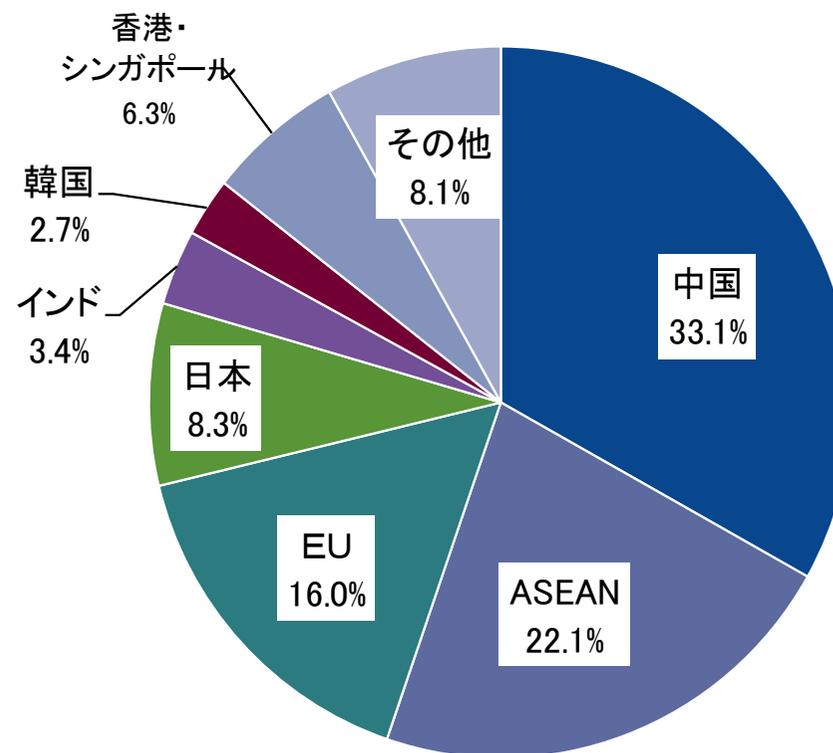
- ◆ 輸出品目としてはガスが最大で、衣類がこれに続いている
- ◆ 輸出先としては中国が最大となっており、これにASEAN、EUが続く。ASEANの中では、タイが最大の輸出先となっている(18.2%)。現時点では、輸出先としての米国の重要性は低い

財別輸出内訳(2018年)



(出所)ミャンマー計画財政省より みずほ総合研究所作成

国別輸出内訳(2018年)

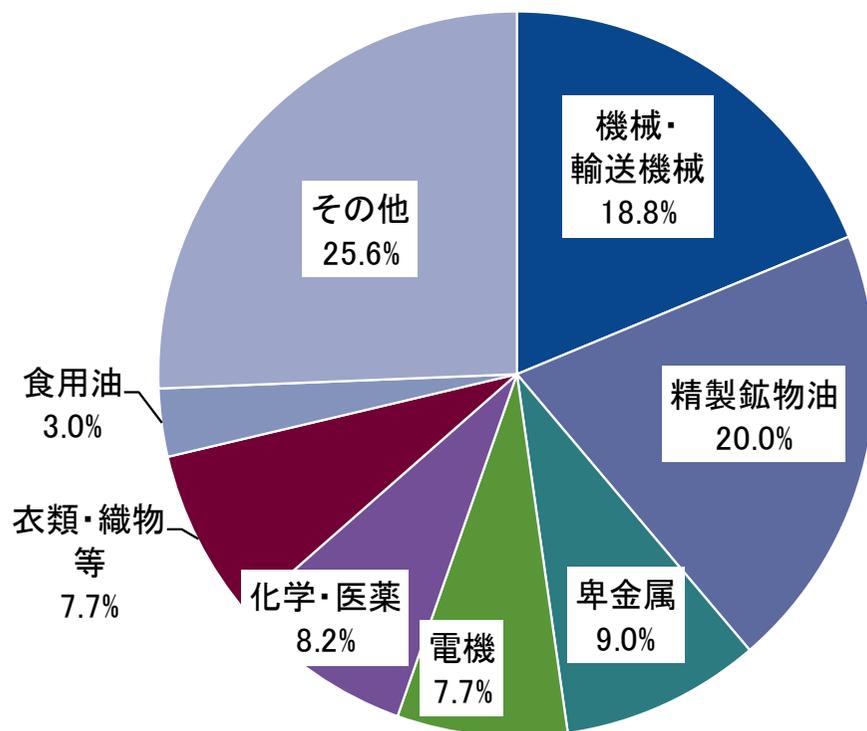


(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

## 【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

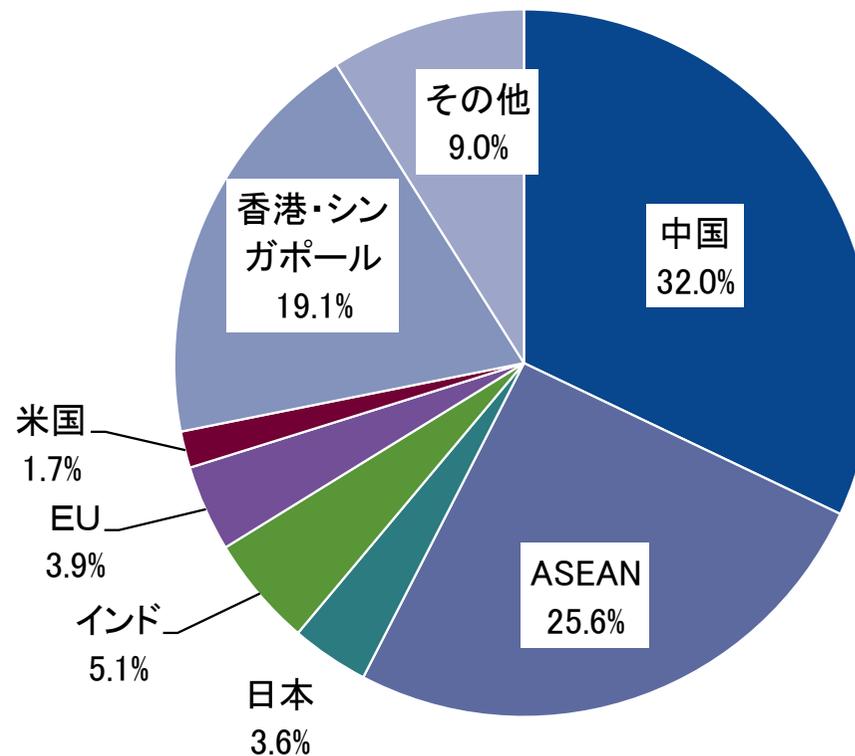
- ◆ 国内の産業基盤が脆弱な機械・輸送機械の輸入が多い。続いて精製鉱物油となっている
- ◆ 輸入元としては、輸出先と同様に中国とASEANの重要性が高い

財別輸入内訳(2018年)



(出所)ミャンマー計画財政省より みずほ総合研究所作成

国別輸入内訳(2018年)



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

## 【 I - 4】経済・産業の特徴

- ◆ 最大の輸出品である天然ガスは、ミャンマーにとって重要な外貨獲得源である。天然ガス価格の下落局面では、貿易収支が悪化する経済構造となっている
- ◆ 外資誘致のためミャンマー初の経済特区(SEZ)のティラワSEZが2015年に開業。製造業の進出も徐々に進んでおり縫製や食品加工、物流業等への投資が目立つが、自動車輸入規制等を背景に現地生産が進展
- ◆ 外貨獲得の観点では、主にエネルギー、観光業、農業等の振興を政府としても積極的に推進している

### 主要産業の特徴と動向

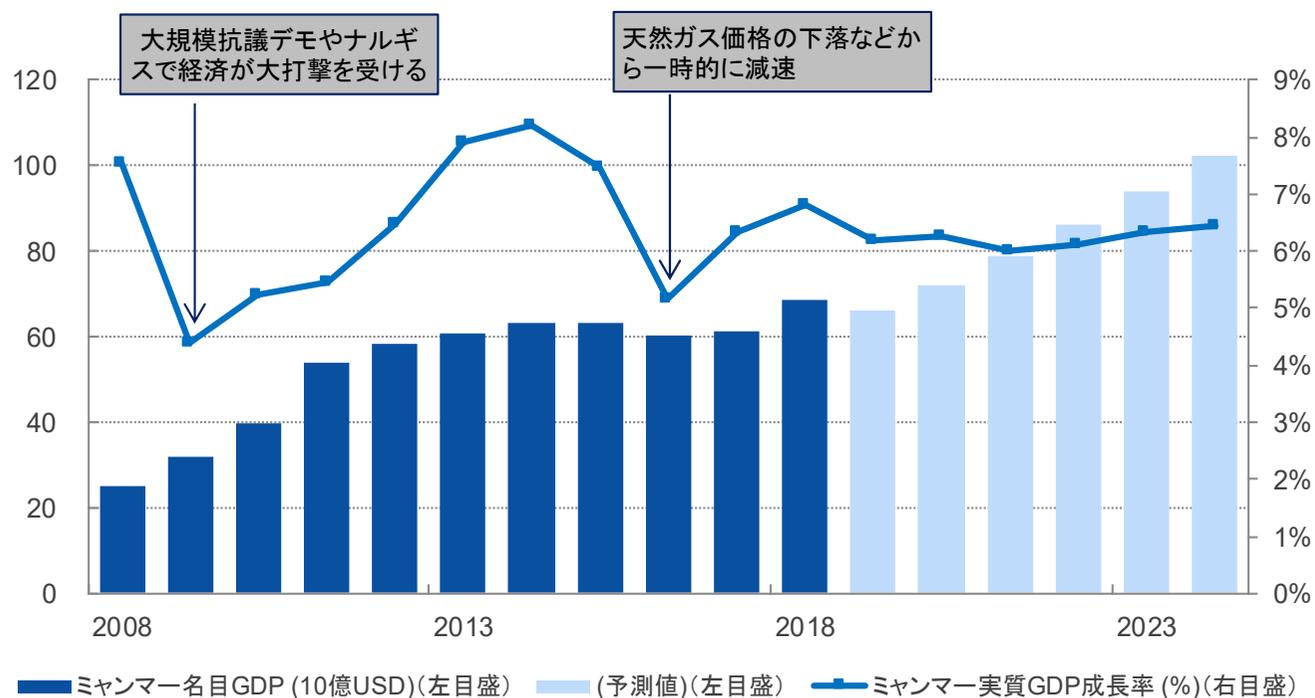
	農業	観光業	エネルギー
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 産業別GDP割合は2000年の57%から2017年は23%と低下傾向だが、農産物は依然主力輸出品目となっている</li> <li>✓ 沿岸部は熱帯モンスーン気候、中央はサバナ気候、北部は温暖冬季少雨気候と多様でさまざまな農作物が栽培されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 仏教遺跡のバガンなど観光資源が豊富で、政府は「観光業マスタープラン2013-2020」を作成し、2020年に最大750万人の入国者数を見込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ミャンマーの主なエネルギー源は天然ガスで、国内で生産された天然ガスの8割は中国やタイへ輸出されている</li> <li>✓ 2014年の家庭で消費されるエネルギー量は1,091万toeで、国内消費量全体の64.3%を占める</li> </ul>
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 主要農産物の生産量のうち、過去20年間で5倍に増加したのは、天然ゴム、タマネギ、トウモロコシ</li> <li>✓ 輸出拡大が期待されているのはコーヒーで、米国向け輸出が増加</li> <li>✓ 生産性の低さと農家の知識不足が今後の課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 観光客増加に対し、道路整備や鉄道の近代化など交通インフラの整備が課題になっている</li> <li>✓ 観光資源は多いものの、観光施設等はまだ十分に開発されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2015年時点の発電設備容量は5,125メガワットで、うち水力発電量が94.0億キロワット時と58.9%を占める</li> <li>✓ 政府は今後新たに採掘する天然ガスは国内消費用に回す方針を打ち出している</li> </ul>

(出所)「ミャンマー経済の基礎知識」(JETRO)等より みずほ総合研究所作成

## 【 I - 5】経済情勢

- ◆ 1962年以降、ビルマ式社会主義体制のもと、半世紀近く国軍による独裁が続き閉鎖的な経済政策を採用
- ◆ 2007年の大規模反政府デモ「サフラン革命」や2008年のサイクロン「ナルギス」の甚大な被害により、経済成長は一時低迷
- ◆ 2011年に就任したテインセイン前大統領のもとで規制緩和や外資企業の誘致を実施、主力輸出品目である天然ガス価格の上昇もあり、2013年度にかけ成長率は上昇。その後天然ガス価格の反転下落などから、2016年度にかけ成長率は低下、2018年度以降は6%程度の成長持続による緩やかな回復が見込まれる

### 名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(注) 1. 年度。17年度までは当年4月～翌年3月、18年度以降は前年10月～当年9月  
(出所) IMFより みずほ総合研究所作成

## 【I-6】政治情勢

- ◆ 2015年11月の総選挙では、アウンサンスーチー氏率いる国民民主連盟(NLD)が圧勝し過半数を獲得。同氏は「外国籍の配偶者か子どもを持つ人物は大統領になれない」との規定により大統領ではなく国家顧問に就任
- ◆ 政府が少数民族として認めていないロヒンギャ族のアラカン・ロヒンギャ救世軍に対する掃討作戦では多数の難民を生み出し国際的批判を浴びた。日本は改革支持継続も欧米は一般特惠関税(GSP)の適用停止も検討
- ◆ NLDは2017年4月の補欠選挙では12議席中8議席確保、2018年11月の補欠選挙では13議席中7議席確保と、徐々に求心力の低下がみられ、2020年11月に予定される総選挙での2015年のような圧勝はやや難しい情勢

### 2015年11月上下両院選挙結果

	上院	下院	合計
合計	224	440	664
軍指名	56	110	166
選挙	168	330	498
延期	0	7	7
実施	168	323	491
国民民主連盟	135	255	390
連邦団結発展党	12	30	42
アラカン民族党	10	12	22
シャン民族民主連盟	3	12	15
その他	8	14	22

(出所) Myanmar Timesより みずほ総合研究所作成

### ミャンマーを巡る外交関係

#### 欧州

「ロヒンギャ難民問題を非難」  
・一般特惠関税(GSP)の停止も検討

#### 中国

「内政不干渉の姿勢を貫く」  
・中国・ミャンマー経済回廊の推進で合意

#### 米国

「ロヒンギャ難民問題を非難」  
・軍・警察の一部に対する制裁を強化

#### 日本

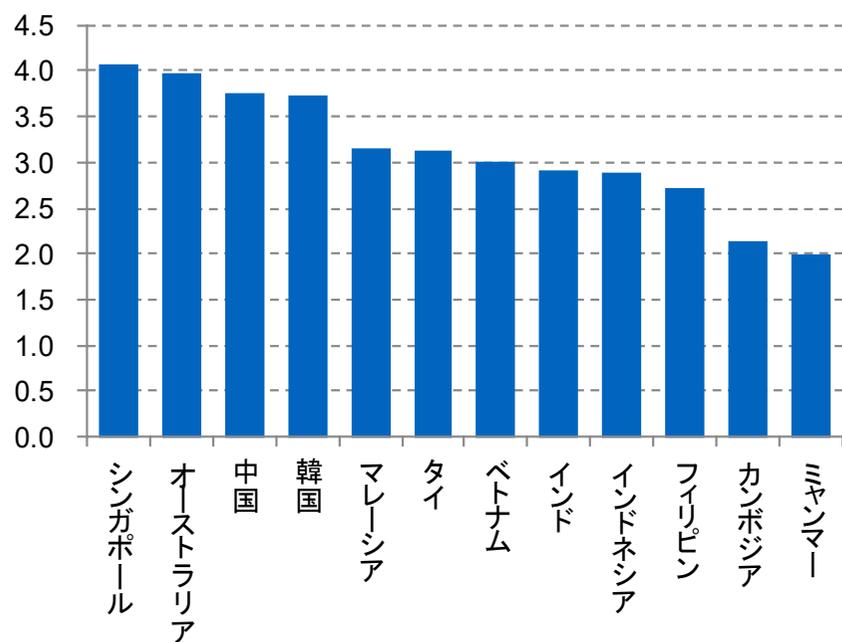
「ミャンマーの改革を支援」  
・インフラ整備のための円借款供与を継続

(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

## 【 I - 7】経済発展上の課題

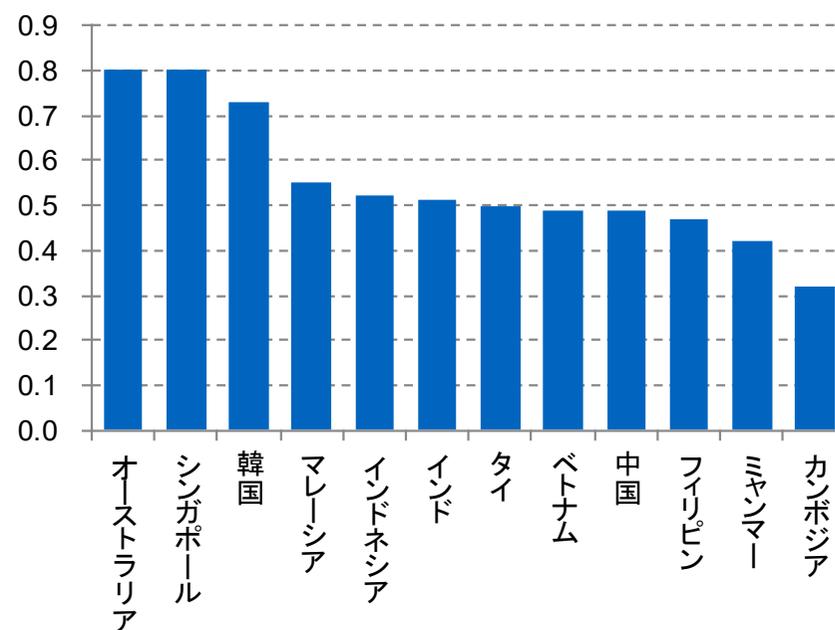
- ◆ インフラの整備は、全般に遅れている。企業活動に関する制度整備にも課題
- ◆ 法治が相対的に遅れ気味と評価されている

物流パフォーマンス指数におけるインフラ指数(2018年)



(注) 数字が大きいほどインフラが整っていることを示す  
(出所) 世界銀行より みずほ総合研究所作成

法治指数(2019年)

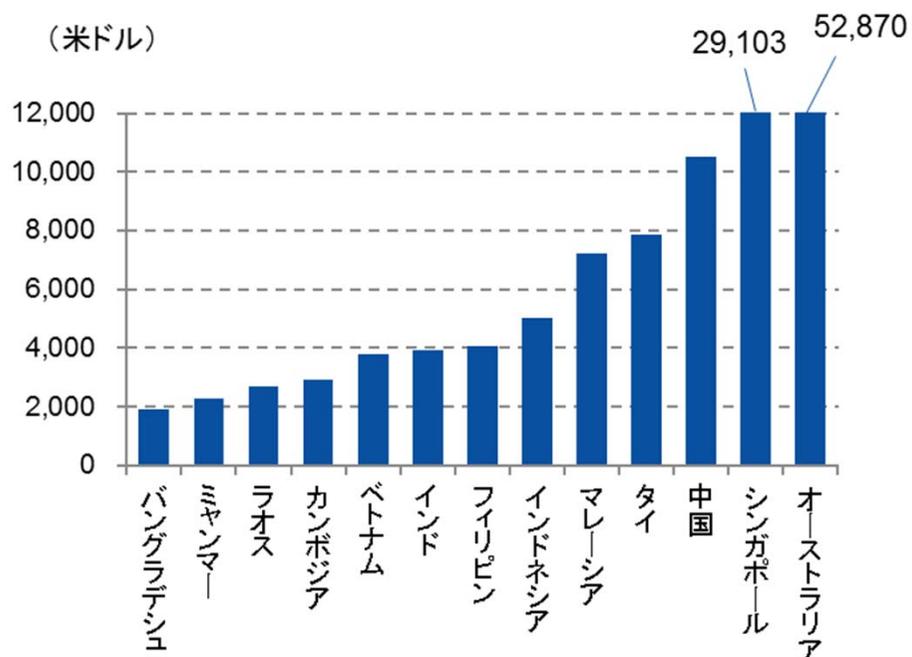


(注) 数字が大きいほど法治が徹底していることを示す  
(出所) World Justice Project, "Rule of Law Index 2019"より  
みずほ総合研究所作成

## 【 I - 8】経済発展上の強み

- ◆ 賃金水準が低く、労働集約産業に大きな発展の可能性がある
- ◆ 投資環境改善のための環境整備や法整備・規制緩和が進んでおり、ビジネス環境は徐々に改善

### ワーカーの年間人件費(2018年)



(出所) 日本貿易振興機構「2018年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」より みずほ総合研究所作成

### 最近の投資環境改善の動き

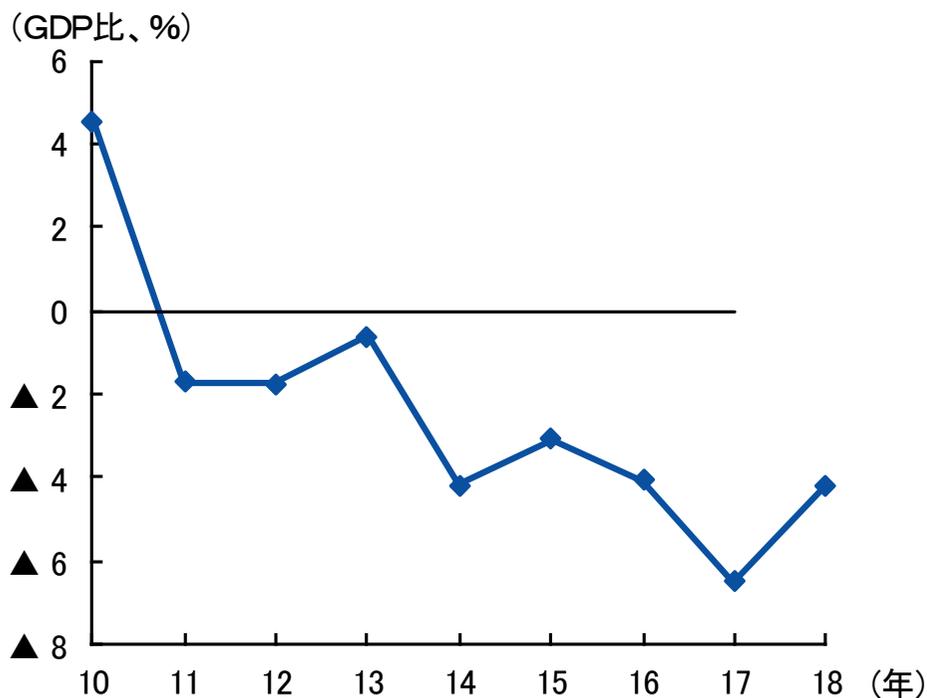
日時	出来事
2019年1月	中央銀行は、米ドル、ユーロ、シンガポールドルに限定してきた決済通貨を、新たに円、人民元にも拡大
2019年5月	ヤンゴンにワンストップサービスセンターを開所(労働局、入国管理局、産業監視検査局、商業局、環境保護局などが入居)
2019年6月	知的財産関連法が成立
2019年内(予定)	知的財産庁の設立、知的財産法の施行
2019年内(予定)	上場株の持ち分比率35%までの保有を外国人に解禁

(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

# 【 I - 9】リスク～高水準の経常収支赤字、民族問題

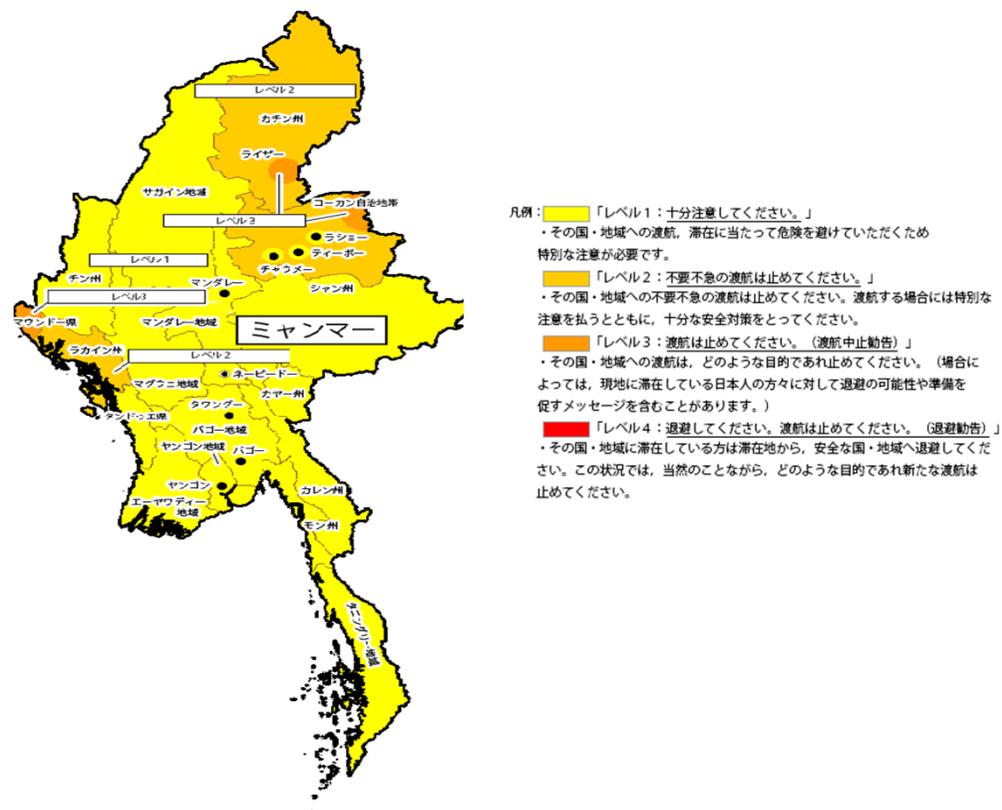
- ◆ 経常収支は、GDP比5%前後の高水準の赤字となっている。経済基盤における安定性維持の観点から、これ以上の悪化は回避した方が望ましい
- ◆ ミャンマーは人口の約6割を占めるビルマ族を含め135の民族を抱える。少数民族は国境付近の州に数多く居住している

経常収支



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

渡航中止勧告地域

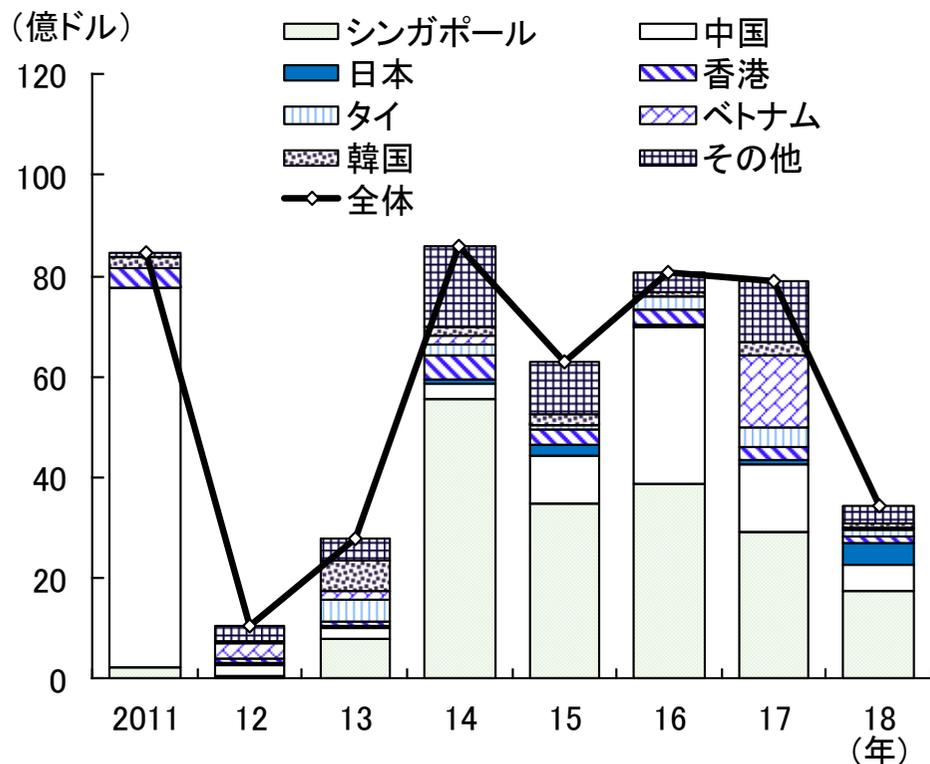


(出所)外務省海外安全HPより みずほ総合研究所作成

# 【I-10】直接投資動向①～世界からの投資

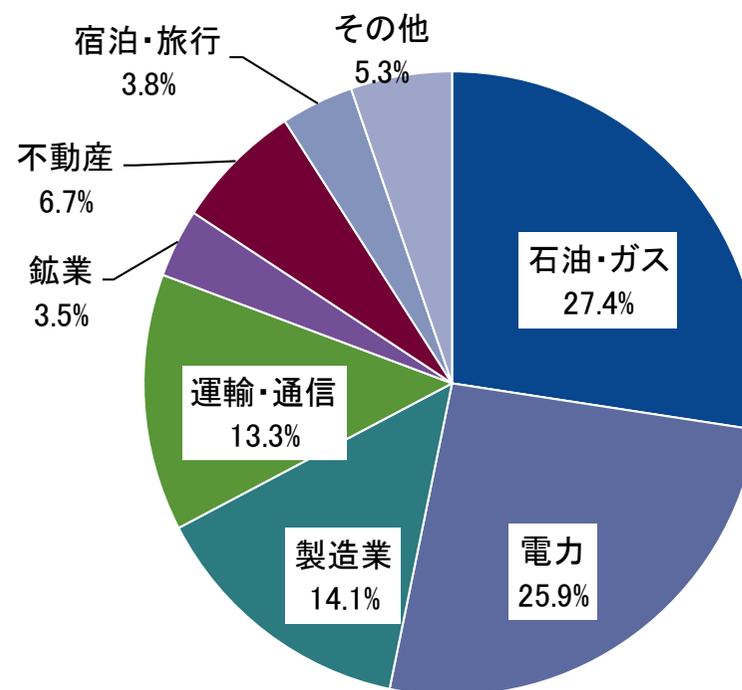
- ◆ 直接投資認可額をみると近年はシンガポールからの投資が多いが、相当部分が外国企業によるシンガポール経由の投資とみられる。中国が存在感を発揮しているが日本もティラワ経済特別区開所(2015年)後増加へ
- ◆ 累計ベースで業種をみると、エネルギー関連とインフラ関連が多く、製造業の比率は低い。ただし、ティラワ経済特別区が開業したこともあり、製造業の比率は高まっている

### 直接投資認可額の国別推移



(出所)ミャンマー計画財政省より みずほ総合研究所作成

### 直接投資累計認可額の業種別内訳(2019年9月)

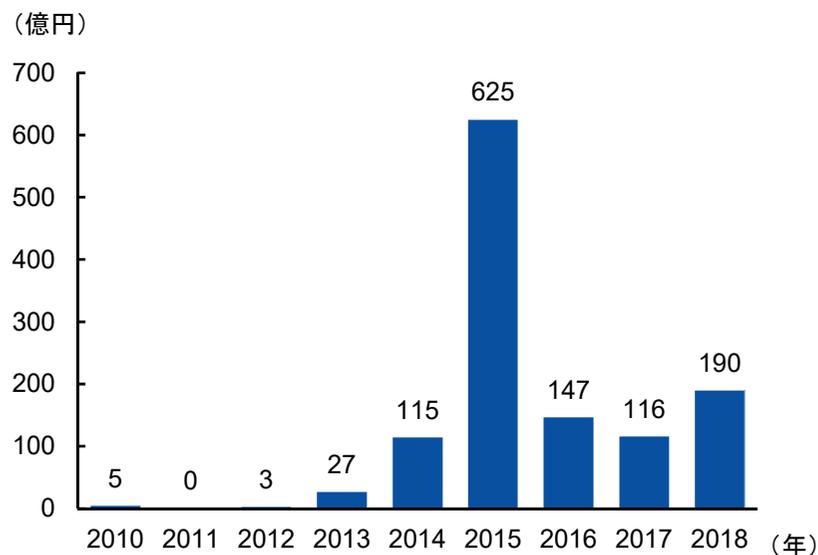


(出所)ミャンマー投資企業管理局より みずほ総合研究所作成

## 【I-10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 日本からの直接投資は、ティラワ経済特別区が開業した2015年に大きく拡大した。その後は政権交代もあって一時低迷したが、2018年にはやや持ち直している
- ◆ 2018年については、製造業では食料品、非製造業では運輸業と卸売・小売業への投資が多かった

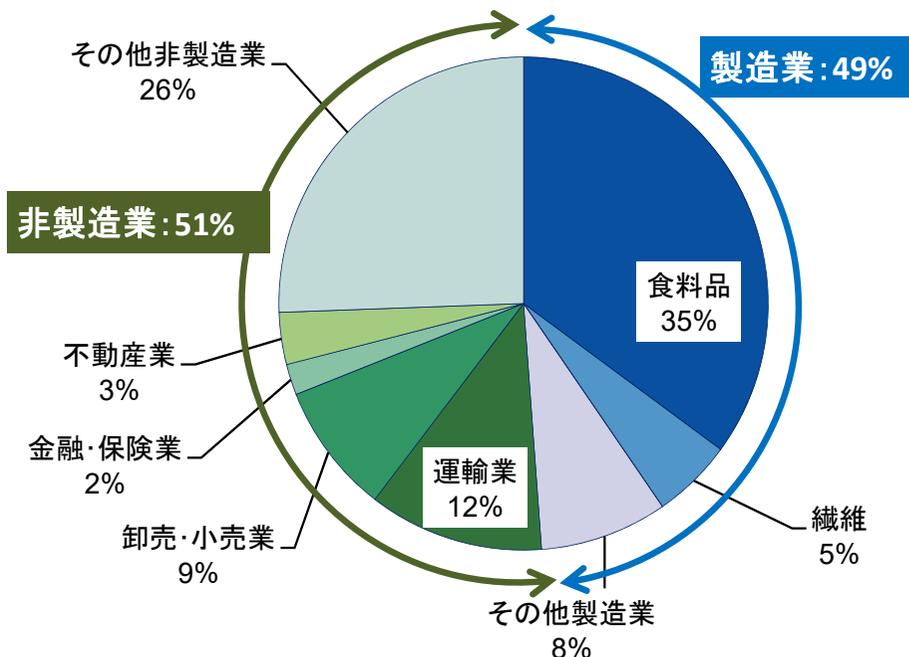
### 直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

### 直接投資フローの業種別内訳(2018年)



(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

# 【I-10】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ 日系進出企業数は2019年9月末現在401社(ミャンマー日本商工会議所メンバー数)
- ◆ 業種では縫製、不動産(ホテル/アパート)が中心も、近年は物流、サービス業の進出も目立つ

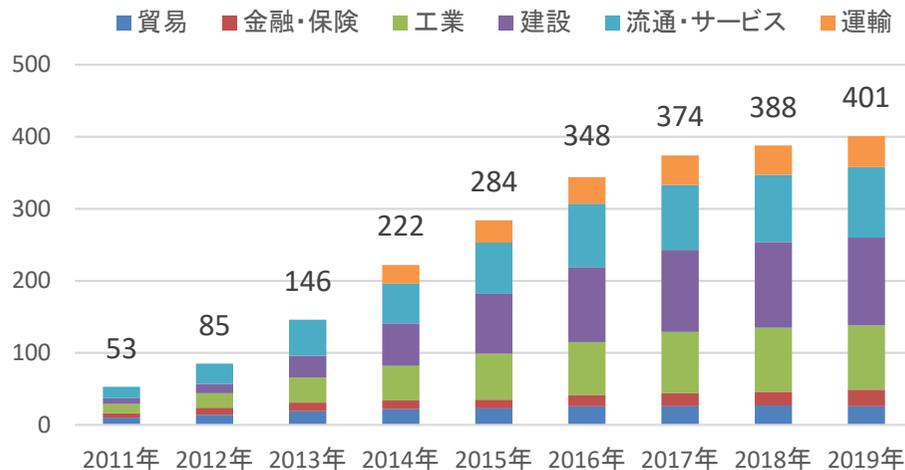
## 日系進出企業数データ

商工会議所会員数

部会	社数
貿易	26
金融・保険	23
工業	89
建設	122
流通・サービス	98
運輸	43
合計	401

\*2019年9月末時点

## 会員数推移



(出所)ミャンマー日本商工会議所 みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 日系企業進出の近時動向

報道時期	企業名	事業内容
2019年10月	トスコ	ソフトウェア開発、IT分野の人材派遣
2019年9月	フクダ・アンド・パートナーズ	オフィスと食品用の冷凍冷蔵倉庫の運営
2019年8月	愛媛日産自動車	自動車整備と板金・塗装事業
2019年8月	ペッパーランチ	ペッパーランチの運営
2019年8月	旭日電気工業	不動産賃貸業
2019年7月	プレスステージ・インターナショナル	邦人向け医療関連の通訳サポート業務
2019年7月	世紀東急工業	道路舗装用資材の製造販売
2019年6月	ネザスHD	新車販売
2019年5月	ヒューマンリソシア	IT人材育成・派遣
2019年5月	トヨタ自動車	ノックダウン方式によるピックアップトラック生産
2019年4月	大塚製薬	ポカリスウェット輸入販売・マーケティング
2019年4月	矢崎総業	自動車用ワイヤーハーネス製造・輸出
2019年3月	トーノ精密	精密部品の製造販売
2018年12月	ツヤトモ	高性能素材、難燃性素材の生産・輸出
2018年10月	新日鉄興和不動産	サービスアパート開発
2018年9月	タマホーム	分譲マンション開発
2018年8月	三菱UFJリース	駐在員事務所開設
2018年8月	レカム	環境関連商材販売
2018年6月	東洋インキ	液体インキ・接着剤等の製造販売
2018年5月	GSユアサ	自動車用・家庭電源用バッテリー販売
2018年4月	旭硝子	支店開設(市場調査・マーケティング)
2018年3月	世紀東急工業	道路舗装用資材の製造販売
2018年3月	フマキラー	殺虫剤の製造販売
2018年2月	ヤマトHD	フォワーディング、海外引越、倉庫
2017年12月	上組	ティラワ港でバルクターミナル開発運営
2017年11月	鹿島建設	複合施設開発
2017年10月	JFEスチール	建材向け高級鋼板製造販売

(出所)各種報道、各社HPより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【I-11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 中国とインドに挟まれ、東アジア、南アジアおよび東南アジアを結ぶ戦略的中継点という地理的魅力も大。大メコン圏および中国を結ぶ東西回廊や南部回廊の西側玄関口
- ◆ その他、今後拡大が見込まれる市場や、豊かな天然資源に恵まれ、投資先国として大きな可能性を秘める
- ◆ 製造拠点としてはインフラの未整備といった課題もあるが、インフラビジネスの展開先としての見方も可能

### 投資における魅力／成長産業

対日感情の良さ、日本人になじみやすい気質を持つ、勤勉、低廉な労働力

中国・インドの二大国に接する地理的魅力

豊富な天然資源  
(農・水産物、天然ガス等)

成長が期待される  
国内市場

特恵関税、AFTA参加

### 投資における留意点(課題)

不安定な政治体制  
(武装少数民族、元軍人、ロヒンギヤ)

電力・給水・通信・工業団地を含む産業インフラの未整備

脆弱な金融インフラ

未成熟な法制度と運用

2016年10月に全面解除された米国による経済制裁復活の恐れ、EUの動向も要注意

(出所)各種報道等より みずほ総合研究所作成

---

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

## 【Ⅱ-1】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- ◆ ミャンマーで就業する場合には、70日間有効のビジネスビザを取得のうえ、入国後に在留許可を取得する(延長可能)。3か月以上滞在する外国人は、外国人登録が必要
- ◆ これまでビザ発行に関する運用は度々変更が行われており、申請時に最新の情報を確認することが望ましい
- ◆ ミャンマーにおいては、日本の労働基準法のような基本となる労働法が存在せず、労働時間や休暇等、それぞれの事項ごとに異なる個別法を確認しなければならない

### ビザ取得の流れ

- ✓ ミャンマーで就業する場合には、ミャンマー大使館が発給するビジネスビザを取得し、入国後に手続を行う。その後長期滞在する場合、一般に在留許可(Stay Permit)申請が必要
  - ✓ 従来の手順は以下の通り
1. 在留許可および数次ビザの申請のため必要書類を準備
    - 居住物件の賃貸借契約書、パスポート、営業許可証、顔写真、雇用契約書、納税証明書、雇用者のリスト etc..
  2. 原則としてDICA(投資企業管理局)宛\*に在留許可および数次ビザを申請するための推薦書発給の依頼書を提出
    - \* 経済特区法に基づき設立された会社の場合は、SEZ内のワンストップサービスセンター宛に提出
  3. 上記2.で取得した推薦書を添えて、入国管理・人口省入国管理・人口局に在留許可、数次ビザの発給を申請
  4. 3か月以上滞在する外国人は、外国人登録を入国管理局で行い、外国人登録証を入手

### 現地における雇用・解雇規制

#### 雇用

- ✓ 労働者を雇用する会社は、原則労働事務所(Township Labour Office)を通して募集するとされているが、実務上は新聞広告や人材紹介業者等を通じて自ら募集することが一般的
- ✓ 雇用できる被雇用者は18歳以上
- ✓ 労働者を雇用する場合、雇用後30日以内に雇用契約を締結しなければならない。雇用契約書においては、職種、給与、契約期間、労働時間、勤務地等の約20の事項の規定が必須
- ✓ 雇用契約締結後は、当該契約書の写しを管轄の労働事務所に提出、承認を得なければならない

#### 解雇

- ✓ 明確な解雇規定は存在せず。従って、解雇の方法および事由等について雇用契約書等に規定し、当該規定通りに解雇を行うことが可能
- ✓ 解雇手当に関しては、労働者の勤務年数に応じた一定の補償金支払の義務が、労働雇用社会保障省通達で規定されている
- ✓ 2017年9月の通達で懲戒解雇に関して一部改定があり、軽度な非行を4回行うことにより懲戒解雇の対象となっていたところ、軽度な非行行為については12か月で失効することとされた

(出所)JETRO HPより みずほ銀行国際戦略情報部作成

# 【Ⅱ-1】労働関連情報②～労働コスト

- ◆ 人件費は東南アジアでも低水準 (製造業・作業員賃金、ベトナム・ホーチミン比 約▲33%)
- ◆ ヤンゴン近郊のワーカー賃料は近年上昇傾向。ヤンゴンまたはティラワへ投資が集中し、ヤンゴン周辺での採用が困難になっていく可能性がある

		(単位)米ドル									
国名	日本	中国	香港	韓国	台湾	タイ	シンガポール	マレーシア			
都市名	横浜	上海	深セン	ソウル	台北	バンコク	シンガポール	クアラルンプール			
製造業	作業員賃金(一般工職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	413	1,946	413	
	エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,702	1,428	728	3,064	840		
	マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	1,559	4,490	1,576	
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	789	2,548	890	
	マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	1,755	4,468	1,983	
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	368	1,148	572	
	店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	368	1,032	450	
	法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	9.64~10.32/日	—	268/月 (12.35/日・1.29/時)	
	賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45カ月分	2.00カ月分	1.63カ月分	1.76カ月分	2.93カ月分	3.19カ月分	2.84カ月分	2.19カ月分	2.01カ月分	
	社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	5%	17%	13.45~14.95%	
	名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	△0.05% (2017年)	3.8% (2017年)	4.88% (2018年)	

国名	フィリピン	インド	インドネシア	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー			
都市名	マニラ	ニューデリー	ムンバイ	ハノイ	ホーチミン	ビエンチャン	ヤンゴン			
製造業	作業員賃金(一般工職)	234	265	306	308	217	242	201	180	162
	エンジニア賃金	373	610	704	457	436	464	648	383	349
	マネージャー賃金	971	1,531	1,355	1,031	957	943	1,117	875	1,016
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	497	668	759	442	543	568	501	446	415
	マネージャー賃金	1,223	1,742	1,862	1,130	1,281	1,209	1,273	1,123	1,028
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	298~320	401~498	—	232~336	—	225~293	150~250	152	98
	店舗スタッフ賃金(飲食)	298~320	343~449	173~201	213~286	—	167~176	200~300	117	65~98
	法定最低賃金	9.62~10.33/日	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	121/月(非熟練工) 128/月(準熟練工) 135/月(熟練工)	279/月	183/月	183/月	182/月	129/月	3.13/日
	賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.64カ月分	1.08カ月分	1.32カ月分	1.97カ月分	1.56カ月分	1.51カ月分	1.04カ月分	1.20カ月分	1.16カ月分
	社会保障負担率 (雇用者負担)	8.745%+100PHP	13%	13%	10.24~11.74%	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)
	名目賃金上昇率	4.88~5.26% (2018年)	9.0% (2017年)	11.5% (2017年)	8.0% (2019年)	—	—	—	—	—

(出所)JETRO資料(調査期間:2018年12月~2019年1月)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅱ-1】労働関連情報③～労働市場について

- ◆ 労働力は豊富で、教育レベルも東南アジアの中では高い水準を維持。義務教育は小学校(5年間)のみ
- ◆ 従業員は、従順かつ誠実で、さらに日本人に似た気質とも言われ、日本人にとっても親しみやすい
- ◆ 開放政策の一環で、労働組合の活動が解禁、ストライキ権も容認されたが、事前申請といったルールが明確化され、法整備によるプラスの一面も

### 豊富で安価な労働者

- ✓ 5千万人を超える人口の識字率は90%以上と高いレベルにあり、労働力は豊富。ワーカー賃金はベトナムより4割ほど安い
- ✓ 国全体としては人余りの状況と思われるが、個別の工場単位では、出稼ぎが一般的でない。農業の近代化をミャンマー政府は進めており、機械化で余った労働力を工業団地に回そうと取り組んでいる
- ✓ ミャンマーにおける日本語能力試験の受験者数は周辺アジア諸国比でも多く、日本語能力者が多いと言われる。また国内のコンピュータ科学大学から毎年6,000人程が卒業しており、IT人材も相応数いるといえる

### 生産性、性質

- ✓ ミャンマーの生産性は中国の半分から8割程度と、中国やベトナムに比べると、未だ低水準との見方が強い
- ✓ ミャンマー人の気質としては、アジアの中でも日本人と似てると言われ、①他者に対する施しを惜しまない、②誠実で人が良い、③親日的である、④柔順温和で命じられた事は良くやる。他方、⑤競争心、創造性や自主性に欠ける、⑥就業規則にうたっていても無断遅刻・退職、無断転職が日常茶飯事である、などの面もあげられる

### 労務問題

- ✓ 欠勤、遅刻、不服従、軽微な備品の盗難といった細かな労務問題は、他の後発途上国と同じく頻繁に発生していると思われるが、裁判や労働争議にまで発展するような例は稀
- ✓ 組合活動は、国により暫定的に禁止されていたが、2011年10月より可能となり、ストライキ権も容認される。ただし、ストライキは使用者および仲裁団体に事前届出が必要であり、一定のハードルは設けられている

(出所)IMF、中小機構HP、ヤンゴン日本人商工会議所・JETROヤンゴン事務所資料、各種ヒアリングより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区①～工業団地

- ◆ ほとんどの工業団地はヤンゴン近郊に集中、19の工業団地が存在する(2014年調査時)
- ◆ 改正SEZ法が2013年1月に発効され、ダウエーに加え、ティラワおよびチャオピューエリアの工業団地が認定
- ◆ 今後、新たな工業団地の開発が中国や韓国、タイ等の外資資本中心に進む見通し

### 工業団地分布



州/管区	工業団地数
ヤンゴン管区	4 (ヤンゴン東部、西部、北部、南部地区)
マンダレー管区	3 (マンダレー、メイッテイーラ、ミンジャン)
マグウェ管区	2 (イエナンジャウン、パコック)
バゴー管区	1 (パイ)
エーヤーワディー管区	3 (ヒンタダ、ミャウンミヤ、パテイン)
ザガイン管区	3 (モンユワ、シュウェボ、カレー)
モン州	1 (モーラミヤイン)
タニダーリ管区	1 (ミエイ)
シャン州	1 (タウンジー)

### 主要工業団地 例 【ミンガラドン工業団地】

- ✓ 現在の事業主体はミャンマー政府とシンガポール企業。施工は三井住友建設
- ✓ 電気、給水の他、道路整備、排水設備のある唯一の工業団地
- ✓ 2011年末にあった残区画20区も全て埋まり、現在は空きなし



ミンガラドン工業団地写真1



ミンガラドン工業団地写真2

(出所) 日本アセアンセンターHP、ヤンゴン日本人商工会議所ガイドブックより みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行撮影)

## 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区②～ティラワ経済特別区(1/3)

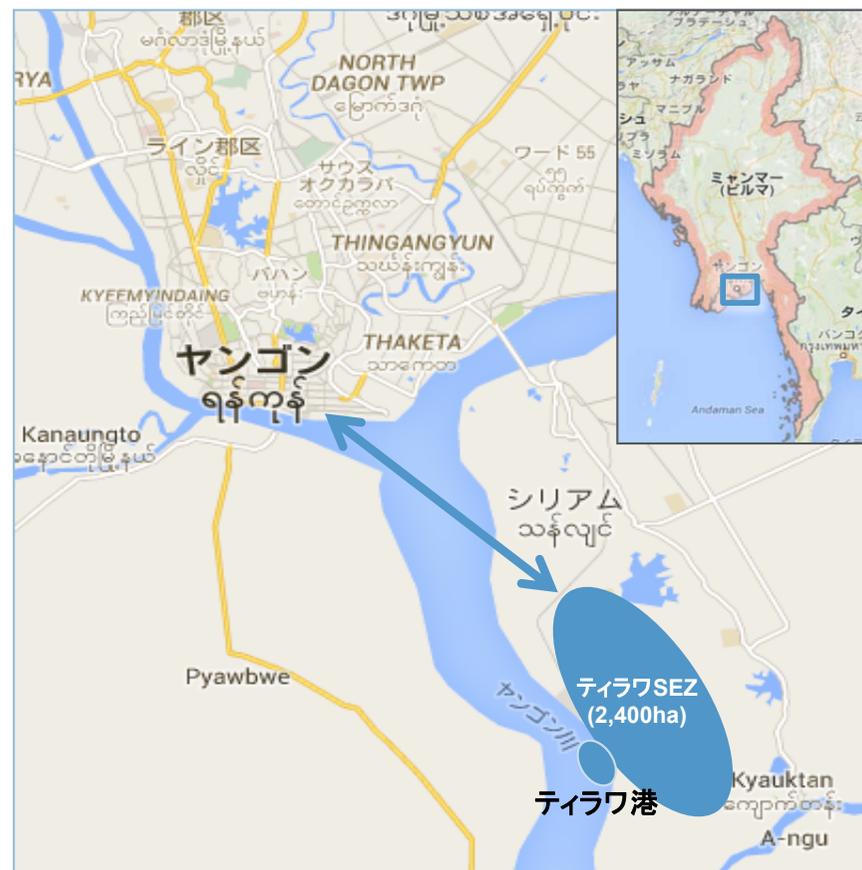
- ◆ ティラワ港(ヤンゴンから南東に23km)の後背地のティラワ・プロジェクト地域(2,400ha)の開発に関する覚書が、2012年4月21日、日本とミャンマーの二国間で締結
- ◆ ティラワ工業団地を中心とした総合開発プロジェクトであり、日本とミャンマーの官民協働で開発を推進。早期開発区域(ZoneA:405ha)の工業団地は2015年9月に開業し、2018年8月にZoneBの第2期区画を販売開始
- ◆ 工業団地の入居企業は107社(2019年10月現在)、そのうち約半数は日系企業



ティラワ港後背地。未開発地域は広大な平地が広がり、牛が歩いている



ティラワ港裏の道。中国のガスパイプラインを積んだトラックが多数



(出所)ミャンマー港湾局資料、外務省HPより みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行撮影)

## 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区③～ティラワ経済特別区(2/3)

### Myanmar-Japan Thilawa Development Ltd

総面積	ZoneA 405ha Zone B 178ha(追加で84ha拡張可能)
出資比率	ミャンマー民間(51%)、日本民間(丸紅、住友商事、三菱商事、JICA、みずほ銀行ほか 49%)
造成工事	五洋建設(ミャンマー建設会社とのコンソーシアム) 2013年11月に鍬入れ式
ロケーション	ヤンゴン中心市街地から南へ約23km。ダウンタウンから車で約50分
関連法	改正経済特区法(SEZ法)

### 改正SEZ法におけるインセンティブ

		Free Zone Business	Promotion Zone Business
法人税	免税期間	事業開始後7年間	事業開始後5年間
	50%の軽減税率適用	続く5年間	続く5年間
	再投資利益につき50%軽減税率適用	その次の5年間	その次の5年間
関税等	建設資材・生産設備等の輸入	免税	5年間免税 その後5年間は50%軽減税率
	原材料輸入	免税	なし(輸出分の原材料は還付制度)
土地利用権		最長75年	最長75年
最低資本金	製造業	USD750,000	USD300,000
	サービス業	USD500,000	USD300,000



a:開業式の様子 b:Zone Bの様子(2019年2月時点)

(出所)各種報道をもとに みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行撮影)

# 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区④～ティラワ経済特別区(3/3)

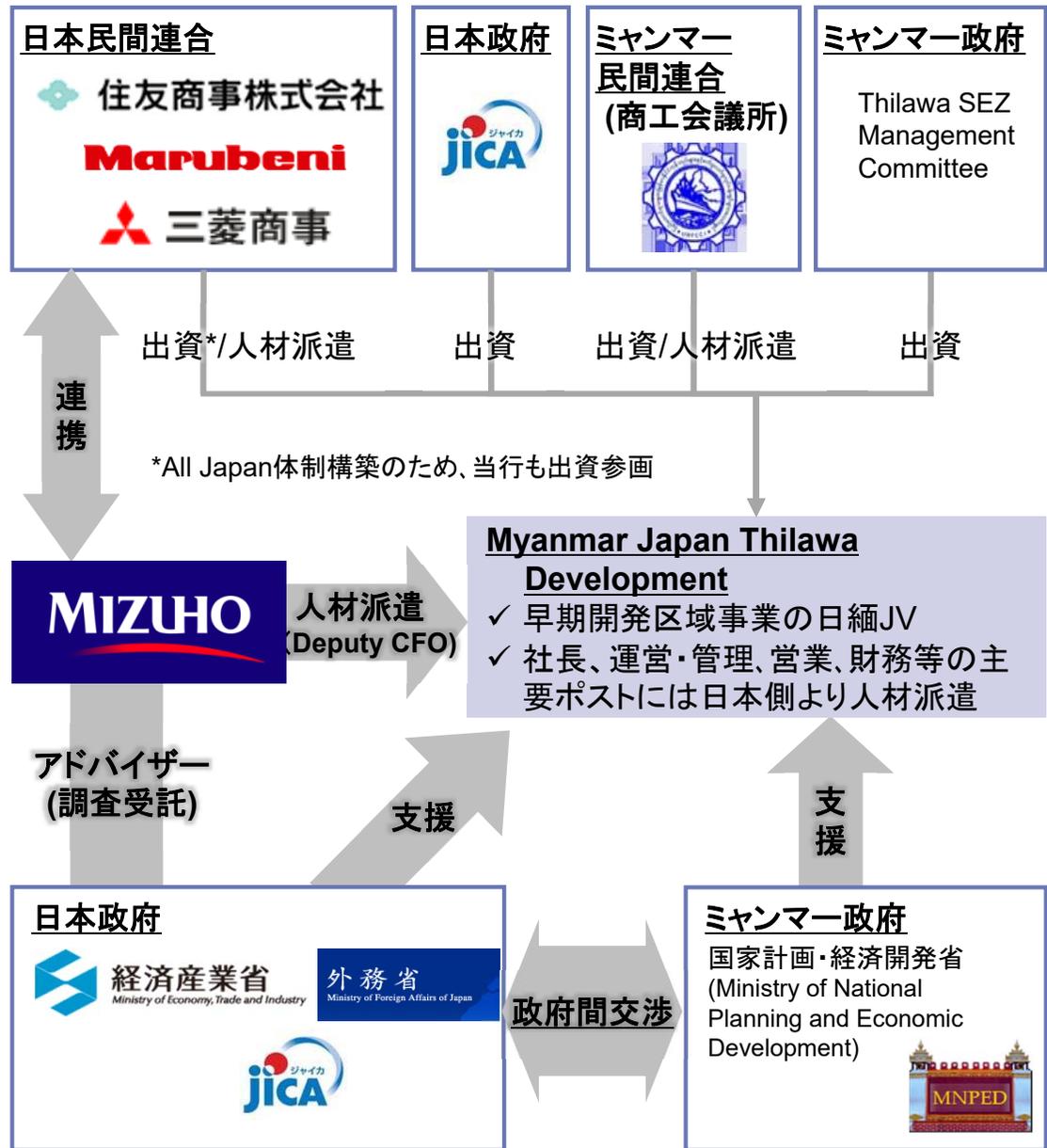
## みずほのティラワへの具体的な取り組み経緯

### 1. 経産省調査受託(2012年12月～2013年3月)

日緬政府間で共同開発合意をした2,400ha全体を対象に事業性／産業誘致やストラクチャーの検討実施(3商社がFSを行った早期開発400ha部分、FS未着手2,000ha部分の双方を対象とする調査)

### 2. JICA事業計画策定調査受託(2013年10月～2016年3月)

早期開発区域を除く、民間事業者未定の2,000haについて、JICA主導で開発計画・収支計画・事業性評価を実施



(出所)各種報道等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅱ-3】会計・税務関連情報①

- ◆ ミャンマーでは自国の会計基準として2010年度のIFRS(International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準)が適用され、MFRS(Myanmar Financial Reporting Standards)として採用される
- ◆ ミャンマーで設立されたすべての会社は会社法に基づき、ミャンマー公認会計士による会計監査を義務付けられているものの、その運用実態についてはその通りではなく、財務諸表未作成の企業も散見される

### 主要な会計制度

#### 【会計通貨】

- ✓ MFRSにおける一般的な基調通貨は、チャットまたはUS\$が使用される

#### 【会計事務所の利用】

- ✓ 全ての会社は会計監査の義務あり
- ✓ ミャンマーに進出している外資系企業の多くは現地の大手会計事務所と契約
- ✓ 外国法人は、監査を受ける必要あり  
ミャンマー会計評議会(Myanmar Accountancy Council)から業務許可を受けた公認会計士が行う
- ✓ 会計士数は約400名  
基本的に国際会計基準が専門

### 租税条約の締結状況

投資ビークルの設立候補国		シンガポール	マレーシア	タイ	日本
ミャンマーとの租税条約状況		締結済 発効済	締結済 発効済	締結済 発効済	未締結
株式キャピタルゲイン課税	In ミャンマー	免税* (上記以外10%)	免税*	免税*	10%
	In 各国	非課税	非課税	法人税課税 (20%)	法人税課税 (20%)
源泉税	配当 from ミャンマー	0%	0%	0%	0%
	配当 to 日本	0%	0%	10%	0%
	支払利息 from ミャンマー	10% (金融機関は8%)	10%	10%	15%
タックスヘイブン / 合算所得課税(法人税率)		対象 (17%)	対象外 (25%)	対象 (20%)	N/A
ソブリン格付 (自国通貨建 / 外貨建)		AAA / AAA	A / A-	A- / BBB+	A+ / A+

\* 土地保有会社ではなく、かつ、35%未満の株式売却の場合

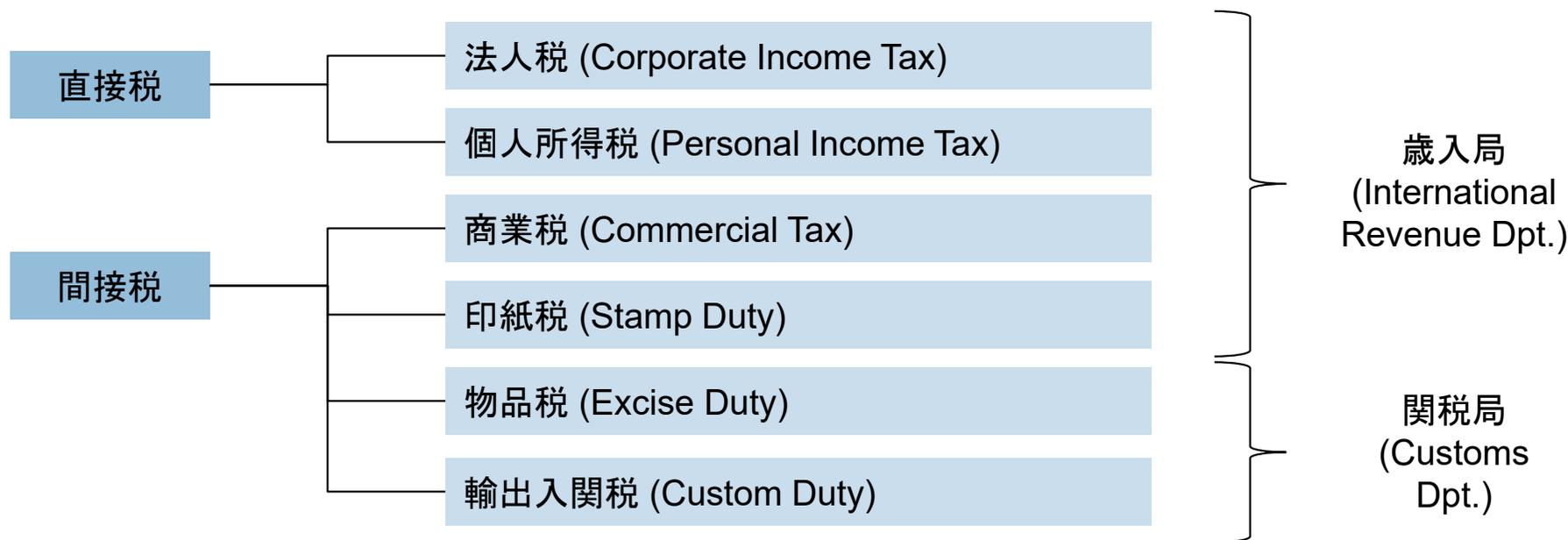
\* ニカ国間租税条約 - 締結済・発効済 : シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インド、英国、韓国、ラオス  
- 締結済・未発効 : インドネシア、バングラデシュ

(出所) 中小企業基盤整備機構HP、(みずほ)ミャンマー投資ガイド等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅱ-3】会計・税務関連情報②～主な税体系

- ◆ ミャンマーにおける税制は国税と地方税から構成される。地方税については、全国統一的・体系的な整備がなされておらず、各地で事情が異なる場合がある
- ◆ また国税・地方税問わず、その税率や課税計算上用いられる減価償却率等は頻繁に変更されるため、都度最新の税率については確認が必要となる

### 主な国税の体系



- ✓上記の他国税には、国営宝くじ税、運輸税、森林税、鉱物資源税、鉱物資源ロイヤルティー、水産税、ゴム税、宝石税等がある
- ✓日本との租税条約は未締結

(出所)JETRO HP、みずほ銀行「ミャンマー投資ガイド」(KPMG Advisory<Myanmar>Ltd 作成)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅱ-3】会計・税務関連情報③～主な税金

課税名目	課税対象	税率
個人所得税	①居住者(年間滞在日数通算183日超) ②非居住者(183日以内)	①給与所得・その他の外貨収入:0~25%の累進税率(ミャンマー人、外国人) ②給与所得:非課税(ミャンマー人)、0~25%の累進税率(外国人) その他の外貨収入:10%(ミャンマー人)、0~25%の累進税率(外国人) ✓ キャピタルゲインは①、②共に10%(ミャンマー人、外国人)
法人所得税	①法人(居住者) ②法人(非居住者) 2013/6より、前払い法人税導入済(輸出/輸入価格の2%徴収(除くCMP))	①ミャンマーで設立された法人(含外資系):25% ②外資系企業の支店など:25% ✓ キャピタルゲインは①、②共に10%(年間取引額が1,000万チャットを超える場合のみ課税)
商業税 (付加価値税の一種)	商品やサービスの販売および提供。輸出入にも課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本となる税率は5%(一部特別税率や非課税の対象となる品目あり)</li> <li>商業税とは別に特別物品税が課せられる品目もある(たばこ、酒類 etc)</li> <li>税率の変更が頻繁に行われるため、詳細については都度確認が必要</li> </ul>
源泉課税	支払いを受けるもの (対価、報酬を支払う者が源泉徴収し、税当局に納付する。支払いを受ける者は、最終的に当該年度の利益を確定して所得税を収める際、同金額の控除が可能)	<p>以下、支払いを受けるもの毎に税率を記載(居住法人、非居住法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払利息...居住法人:非課税、非居住法人:15%* *ただし、非居住法人が国内に支店登記があり、国内所得として申告する場合は非課税</li> <li>ロイヤリティ...居住法人:10%、非居住法人:15%</li> <li>国家機関、省庁等からの契約等に基づく支払い 物品、サービスの対価...居住法人:2%**、非居住法人:2.5% **ただし、居住法人は年間支払額が100万チャット未満の場合、非課税</li> <li>国内、外国企業(JV、国内法により設立された団体等も含む)からの契約等に基づく支払い 物品、サービスの対価...居住法人:非課税、非居住法人:2.5%</li> <li>配当は無税</li> </ul>
関税	全ての輸入品	<ul style="list-style-type: none"> <li>1~40%程度であるが、細部では随時変更されている可能性あり</li> <li>関税率の発表は不定期であり、個別の税率は税関に都度確認が必要</li> </ul>
輸出税	特定の6品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来は全ての輸出品に課税されていたが、現在は下記の6品目を除き非課税となっている</li> <li>次の6品目には、5~50%の税率が課せられる。原油、天然ガス、チークの木材および加工品、翡翠・ルビー・サファイヤ・エメラルド・ダイヤモンド・その他の宝石の原石、翡翠・ルビー・サファイヤ・エメラルド・ダイヤモンド・その他の宝石で作られた装飾品、電気機械</li> </ul>

(出所)JETRO HP、みずほ銀行「ミャンマー投資ガイド」(KPMG Advisory<Myanmar>Ltd 作成)等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

---

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

# 【Ⅲ-1】進出形態①～投資ストラクチャーの論点

◆ ミャンマーへの投資(進出)のストラクチャーを検討するうえでは、会社法・税務・外為規制等の要因を十分考慮の上、進める必要性あり

## ① 会社法

- ✓ Equity投資の回収
  - 配当＝剰余金(利益蓄積)取崩し  
→中銀見解では可能\*
  - 減資＝資本金(当初出資金)取崩し  
→出資分まで可能な模様(現地確認要)

\* 2017年12月に新会社法が成立、  
2018年8月に施行

- ✓ ニカ国間租税条約\*\*発効済みの国
  - シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インド等
- ✓ 源泉税(配当・支払利息)の影響
  - 配当源泉税はゼロ
  - 支払利息源泉税は租税条約国にて軽減
- ✓ 株式キャピタルゲイン課税の影響
  - 売却法人が租税条約国の場合は非課税のケースも

- ✓ オフショアローン(事前に中銀認可要)
  - 親子ローン : OK
  - 外資銀行ローン : OK
- ✓ オフショア口座開設(MIC\*\*\*認可企業の場合)
  - 口座開設 : OK
  - 資金決済(販売代金入金等) : OK (注)運用の実態は不明瞭であることから、現地最新動向を確認されたい

## ② 税務

※29頁参照

## ③ 外資規制

\*\* ニカ国間租税条約  
 - 締結済・発効済 : シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インド、英国、韓国  
 - 締結済・未発効 : インドネシア、ラオス、バングラデシュ

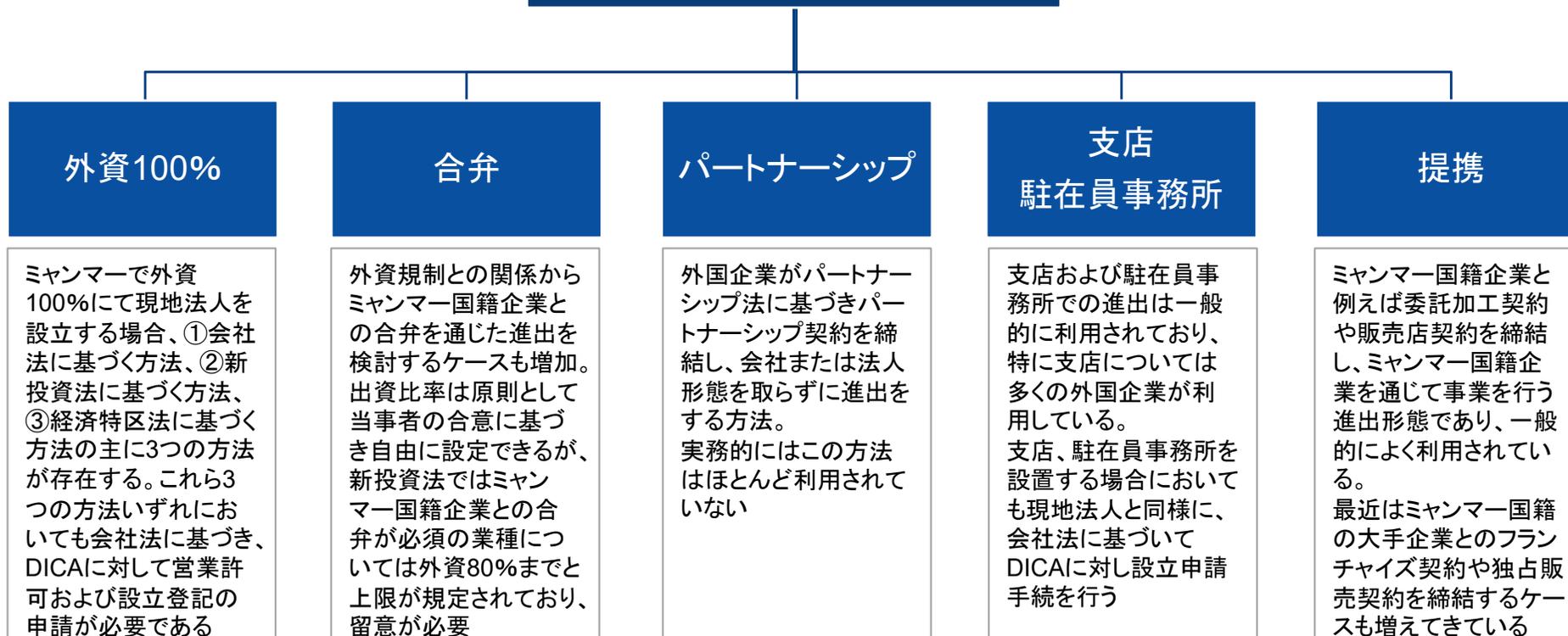
\*\*\* MIC(Myanmar Investment Commission):ミャンマー投資委員会  
 MIC認可企業: 投資法に基づく優遇措置をMICから認可を受けた外国企業

(出所):みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅲ－１】進出形態②～ミャンマーにおける基本的な投資・進出形態

- ◆ ミャンマーでの投資および進出に際しては、外国法人、内国法人に関わらず、投資法、投資法関連細則、会社法、パートナーシップ法等の法令等に準拠しながら、進出形態や進出計画を検討する必要がある
- ◆ ミャンマーでの投資には、①100%外国資本による進出、②ミャンマー国籍企業との合弁企業設立による進出、③パートナーシップによる進出、④支店または駐在員事務所での進出、⑤ミャンマー国籍企業との提携による進出、等の方法が想定される

### ミャンマーにおける投資・進出形態



(出所):One Asia Lawyers「ミャンマー進出に関するご報告書」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅲ-2】拠点設立フロー

- ◆ (1) 100%外資、(2) 合併企業設立、(3) 支店(あるいは駐在事務所)の設立、のいずれかの形態を選ぶ場合、外国企業は会社を設立する必要がある。設立手順の流れは以下の通り



### 最低資本金

- ✓ 初期投資額に関して、投資法上では最低資本金は規定されていない
- ✓ 租税優遇措置を享受するためには、USD 300,000を超える投資額が必要
- ✓ 経済特区法に基づく投資許可の取得企業の場合、経済特区法施行細則に業種ごとに最低資本金等が規定

(出所)ヤンゴン日本人商工会議所、JETRO「外国企業の会社設立手続き・必要書類」等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅲ－3】現地費用

◆ ミャンマーにおける一般的な現地費用水準は以下の通り

項目		USD(月額)	項目		USD(月額)
賃料	工業団地(土地)購入価格(㎡あたり)	—	公共料金	業務用電気料金 (下段:kWhあたり)	月額基本料 — 0.05~0.10
	工業団地借料(㎡あたり、月額)	0.13-0.14		一般用電気料金 (下段:kWhあたり)	月額基本料 — 0.02~0.03
	事務所賃料(㎡あたり、月額)	40		業務用水道料金 (下段:㎡あたり)	月額基本料 — 0.57
	店舗スペース賃料(㎡あたり、月額)	40-65		一般用水道料金 (下段:㎡あたり)	月額基本料 — 0.29
	駐在員用住宅借上料(月額) ※バハン地区、101㎡(2寝室)	2,300~		業務用ガス料金 (下段:㎡あたり)	月額基本料 — 0.80
輸送	40ftコンテナ対日輸出	800		一般用ガス料金 (下段:ビスあたり)	月額基本料 — 0.92
	40ftコンテナ第三国輸出	200			
	40ftコンテナ対日輸入	1,900			
	レギュラーガソリン価格(1リットルあたり)	0.52			
	軽油価格(1リットルあたり)	0.58			

\* 1ビス=約1.6キロ

(出所)JETRO HP「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2018年度)」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅲ－４】口座開設

- ◆ 銀行口座開設に必要な書類は以下の通り。なお、銀行により異なる場合があるため、実際の口座開設時は開設する銀行に直接確認することが必要

### 口座開設必要書類

- ✓ 投資許可を得た事業者(外国投資法適用の場合も含む)は、顧客の指定する外為公認銀行(国営、民営)に外貨口座を開設しなければならない
- 銀行所定の申込書
- Memorandum and Articles of Association(定款)
- Certificate of Incorporation(現地法人)、Certificate of Registration of Branch(支店)
- 現法取締役会議事録(現地法人)、Power of Attorney(支店)
- Form26(List of Directors: 現地法人)、Form 18(List of Branch Office Members: 支店)
- Form 6(List of Shareholders : 現地法人)、List of Shareholders(様式任意: 支店)
- 取締役・サイン権限者のパスポートコピー 他

(出所)みずほ銀行ヤンゴン支店、国際戦略情報部作成

---

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

## 【IV-1】外資規制(1/3)

- ◆ 2017年4月、投資企業管理局(DICA)より新投資法に基づく投資規制業種リスト(ネガティブリスト)が発表された
- ◆ ネガティブリストでは、国家のみが運営できる9業種、外国人投資家に禁止される12業種、ミャンマー人または法人との合弁で参入を認める22業種が定められた他、各管轄省の承認が必要な業種について言及された
- ◆ 上記分類の中で、いわゆる「外資規制」にあたる制限業種を以下に記載。その内、2018年5月に一定の条件を満たすことで**卸売・小売業に対する外資企業の投資を認める**告示が商業省より発布された(詳細後述)

### 外資規制(制限業種)

規制業種分類	業種内容
外国投資家による実施が認められていない投資活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ミャンマー語を含む民族の言語で書かれた雑誌の出版および配布</li> <li>2. 淡水漁業および関連事業</li> <li>3. 動物の輸出入に関する検疫所の設立(家畜改良獣医局が、動物の検査および許可証の発行を担当するものとする)</li> <li>4. ペットケアサービス</li> <li>5. 森林地域および政府が管理する自然林からの林産物の生産</li> <li>6. 鉱業法に基づき、中小規模事業のための鉱物の探鉱、採掘、実現可能性調査、生産</li> <li>7. 中小規模での鉱物の精製</li> <li>8. 浅い油井の引き上げの実施</li> <li>9. 外国人に対するビザや滞在許可のステッカーの印刷および発行</li> <li>10. 翡翠、宝石用原石の探鉱、採掘、生産</li> <li>11. ツアーガイドサービス</li> <li>12. ミニマーケット、コンビニエンスストア(床面積は(100フィート×100フィート)10,000平方フィートまたは929平方メートル未満でなければならない)</li> </ol>
ミャンマー人または法人との合弁事業の形式でのみ許される投資活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 魚の水揚げ場所/漁港、魚の競り市場の建設(水産局の法律、手続、指示および規則に準拠して実施しなければならない)</li> <li>2. 漁業に関連する調査活動(同上)</li> <li>3. 動物診療所(家畜改良獣医局の法律、手続、指示および規則に準拠して実施しなければならない)</li> <li>4. 農業用地での作物の栽培、それらの地元の市場への流通および輸出</li> <li>5. プラスチック製品の製造および国内におけるマーケティング</li> <li>6. 入手可能な天然資源を用いた化学品の製造および国内での供給</li> <li>7. 可燃性固形および液体、気体燃料やエアロゾル(アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、消臭剤、虫スプレー)の製造および国内での供給</li> </ol>

(出所)JETRO資料、DICAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-1】外資規制(2/3)

規制業種分類	業種内容
<p>ミャンマー人または法人との合弁事業の形式でのみ許される投資活動</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>8. 酸化剤(酸素、過酸化水素)、圧縮ガス(アセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン)の製造および国内マーケティング</li> <li>9. 腐食性化学用品(硫酸、硝酸)の製造及び国内マーケティング</li> <li>10. 圧縮、液体、固形状を含む産業化学ガスの製造および流通</li> <li>11. ビスケット、ウエハース、全ての種類の麺、パーミセリなどの穀物製品の付加価値製造および国内流通</li> <li>12. 甘味、ココア、チョコレートを含む全ての菓子類の製造および国内流通</li> <li>13. 牛乳および乳製品を除く、食料品の製造、保存、缶詰め、加工、国内流通</li> <li>14. 麦芽、麦芽酒の製造および国内流通</li> <li>15. 全ての種類の蒸留酒、アルコール、アルコール飲料、ノンアルコール飲料の製造、蒸留、ブレンド、瓶詰め、国内流通</li> <li>16. 全ての種類の精製水の製造および国内流通</li> <li>17. 全ての種類の精製飲料水の製造および国内流通</li> <li>18. 全ての種類の石鹼の製造および国内流通</li> <li>19. 全ての種類の化粧品の製造および国内卸売</li> <li>20. 住居用アパートメントおよびコンドミニアムの開発、販売およびリース</li> <li>21. 現地ツアーサービス</li> <li>22. 患者の海外の病院への搬送エージェント</li> </ol>

### 外資規制(不動産)

- ✓ ミャンマーでは「不動産譲渡制限法」により、外国人または外国法人による不動産の所有および不動産リース権の取得は原則認められていない
- ✓ ただしミャンマー投資法の下、一定の条件を満たせば外国法人による1年超の不動産リースが認められるケースがある
- ✓ 具体的には、ミャンマー投資委員会(MIC)からLand Right Authorizationを受けることにより、最長50年間不動産のリースを受けることが認められる。期間後、10年の延長が2回まで可能

(出所)JETRO資料、DICAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-1】外資規制(3/3) 小売業・卸売業に関する規制緩和

- ◆ 2018年5月9日付、ミャンマー商業省により**卸売・小売業に対する外資企業の投資を認める**告示が発出され、一定の条件を満たすことで外資による卸売、小売業への参入が認められた
- ◆ 規制緩和を受け、地元企業の反発が大きかったことから、同省は24の優先品目リストを発表。本リストは必要に応じて見直すとされる。リストへの掲載有無による投資認可に与える影響は現時点で不明

### 新規規制緩和(Notification No. 25/2018)

#### 【概要】

- 「小売事業ライセンス」、「卸売事業ライセンス」の新設
- 事業実施要件として**\*初期投資金額**に関する基準を設定(下表参照)
- 対象品目は、「制限・禁止品目を除く」。優先品目リストを2018年7月に発表
- 地域による限定はなく、どこでも卸売・小売事業が遂行可能
- 「外国から輸入された商品」の卸売・小売も可能との記載あり

#### 【投資金額要件】

	外資比率	初期投資額	
		卸売業	小売業
外資企業	100%	500万米ドル以上	300万米ドル以上
合弁企業	80%超	500万米ドル以上	300万米ドル以上
	80%以下	200万米ドル以上	70万米ドル以上
内資企業	0%	投資可能な金額	投資可能な金額

#### 【売場面積要件】

- 100%外資企業および合弁企業は、**929㎡未満の売場面積**の店舗にて小売事業展開は不可

#### 優先24品目のリスト

1	消費財(医療、時計、化粧品を含む)
2	食料品*
3	日用品(陶磁器、グラスを含む)
4	台所用品
5	医薬品、医療用品
6	動物用の飼料、薬品
7	文房具
8	家具
9	スポーツ用品
10	通信用品(カメラ、携帯電話を含む)
11	電子機器
12	建築資材、建築工具
13	電気製品
14	製造業向けの化学薬品
15	種子、農業用の肥料、用具
16	農機
17	各種機械と関連部品
18	自転車
19	バイクと関連部品
20	自動車のスペアパーツ
21	玩具
22	家庭用装飾用品(花、植物)
23	土産物、手工芸品
24	美術工芸品、楽器及び関連部品(アンティークは除く)

\*農水産品、畜産品、即席食品、飲料、国産酒類を含む

(出所): Notification No.25/2018、現地法律事務所ヒアリングによりみずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-2】投資誘致①～投資法

- ◆ 2017年4月、投資企業管理局(DICA)より新投資法に基づく投資促進セクター(優遇業種)が発表された
- ◆ 投資促進セクターは20分野に分けられた上、分野内でさらに業種が細分化されている(農業、製造業中心)
- ◆ 上記セクターに該当する場合、所得税免税等の優遇措置の申請が可能となる

### インセンティブ制度概要

#### ゾーン制区分

- ✓ 所得税の免税について、投資法ではミャンマー全土を発展度合により3つの区域に分け、それぞれ免税期間を定めている
- ✓ 最も開発が進んでいない区域がゾーン1、適度に開発が進んだ区域がゾーン2、十分に開発が進んだ区域がゾーン3で、それぞれの免税期間は7年、5年、3年
- ✓ 開発が遅れている地方への投資を呼び込むための政策

#### 投資インセンティブ認可手続きの流れ



### インセンティブ内容

投資優遇措置		投資法		
		ゾーン1	ゾーン2	ゾーン3
法人税	事業所得への免税期間	事業開始後7年間	事業開始後5年間	事業開始後3年間
	50%の軽減税率適用	—		
	再投資利益への50%軽減税率の適用	適用あり		
輸入関税・商業税	建設資材・機械設備	免税		
	原材料・部品	輸出製品のための原材料のみ免税		
土地リース	リース期間	50年+10年+10年		

#### 留意点

インセンティブの適用には、投資額がUSD 300,000を超えていることが必要

\* エンドースメントは新投資法で新設された制度であり、MIC認可に比べ簡易な承認手続とされている

(出所)KPMG資料、DICAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-2】投資誘致②～経済特区(SEZ)法

- ◆ 2014年1月、ティラワ、チャオピュー、ダウエーの3地域を対象とする改正SEZ法が成立した
- ◆ SEZ内に設立される企業にはSEZ法が適用され、投資法を上回るインセンティブが期待できる

投資優遇措置		経済特区(SEZ)法	
		フリーゾーン企業*	プロモーションゾーン企業*
法人税	事業所得への 免税期間	事業開始後7年間	事業開始後5年間
	50%の軽減税率 適用	続く5年間	
	再投資利益への50% 軽減税率の適用	その次の5年間	
輸入関税・ 商業税	建設資材・ 機械設備	免税	5年間の免税 その後5年間は50%軽減税率
	原材料・部品	免税	— (輸出製品のための原材料には還付 制度あり)
土地リース	リース期間	50年+25年	

\*フリーゾーン: 輸出型製造業用の輸出加工区 (製品売上の75%以上を輸出、製品売上の80%以上をフリーゾーン内の輸出企業に販売(間接輸出))

\*プロモーションゾーン: その他の事業向けの規制緩和特区

One Stop Service Center (OSSC) ... SEZ内で投資手続が一本化

- 会社登記
- 税務登記
- 工場建設許可
- 外国人のワークパーミット
- 海外送金・ローン実施等の中央銀行手続き
- その他SEZ内でのビジネスで必要となるライセンス

(出所) 現地法律事務所の情報をもとに みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-3】会社法関連

- ◆ 2017年12月6日に新会社法(Myanmar Companies Law)が制定され、2018年8月1日より施行された
- ◆ 旧会社法は1914年に制定されており、新会社法はオーストラリア会社法がベースとなっており、現代化・明文化・透明性の確保などを目的とする全面改正となっている
- ◆ 大きな改正点としては、外国企業の定義の変更、最低取締役数要件等の機関設計の変更などが挙げられる

### 新会社法における主な改正点

	旧会社法	新会社法
外国会社の定義	一株でも外国企業が直接的または間接的に保有すれば該当	35%を超えて直接または間接的に外国企業または外国人が保有している会社 ⇒ <u>外資出資35%以下</u> の場合は内資企業として扱われるようになる
営業許可制度	設立手続きとは別に営業許可取得要	<u>営業許可制度廃止</u>
子会社保有	運用上禁止	可能 ⇒ <u>外資企業によるミャンマー国内での持株会社設立が可能になる</u>
株主人数要件 (非公開会社)	2名以上	1名以上
取締役人数要件 (非公開会社)	2名以上	1名以上
取締役居住要件 (非公開会社)	規定なし	最低1名はミャンマーに居住する必要あり(年間183日以上)
外国企業の支店	明確な規定なし	支店(Overseas Corporation)の概念導入

(出所) One Asia Lawyers資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-4】為替管理制度①～為替相場管理

- ◆ 外貨管理は、財務省の指示の下、ミャンマー中央銀行の外貨管理部および外貨管理委員会が行っている
- ◆ 2012年4月に多重為替レートが廃止され、実勢レートへ一本化された(管理変動相場制へ移行)
- ◆ 2011年10月より、民間銀行・両替所においても公に外貨両替が可能に

### 2012年3月まで

為替相場 = 多重為替相場性が採用

(1) 公定レート	チャットの対ドル公定為替レートは、過去20年以上ほぼ同水準(5~7チャット)に維持。しかし、公定レートの取引は、政府と国営企業等の決算や統計等の狭い範囲に限定
(2) 公認市場レート (FECレート)	外貨のチャットへの交換の際には、外貨を一旦FEC (外貨兌換券)と交換、それを公認の交換所で、公認市場レートでのチャット交換が義務付けられていた。また関税の計算にも用いられていたとのこと
(3) 実勢レート	実取引の大半は実勢レートで行われる。実勢レートはインフレや政情の不安定化の影響を受け上下。11年10月末時点の実勢レートと公定レートとの乖離は約160倍であった

レート種類	US\$1あたりのレート
公定レート	5.42チャット
公認市場 (FEC)レート	450チャット
実勢レート	820チャット (2011年10月)

乖離約160倍

### 2012年4月以降

2012年4月2日(財政年度開始日)より、管理フロート制(ベトナム同様)による単一レート制度に変更

- 中央銀行のホームページにて毎日16-17時頃に基準レート(Reference Rate)を発表
- 2012年4月2日の基準レートは1US\$=818MMKに設定
- なお、外国兌換券(FEC)については2013年7月をもって廃止

(出所) JCIF、JETRO、ASEAN-Japan Centre、中央銀行ヒアリングより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-4】為替管理制度②

### 貿易・貿易外・資本取引

貿易取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入L/C決済、またはT/T送金が可能</li> <li>✓ T/T送金の場合、ミャンマーからの輸出に対する対価の支払い(ミャンマーへの送金)は前払送金が求められる。ミャンマーへの輸入に対する対価の支払い(ミャンマーからの送金)は前払が認められない(後払送金が求められる)ケースもある点に注意が必要</li> </ul>
貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貿易取引以外の外貨の対外送金についてはこれまで困難を伴っていたが、2016年10月成立の新投資法にて、全ての外国会社について、新投資法に規定される資金につき、投資許可を得ていない場合でも送金することができる旨が明記された</li> <li>✓ 新投資法に規定されている資金は以下のとおり             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資本金。ただし、ミャンマー中央銀行の資本取引に関する規則に従うものとする</li> <li>b. 利益、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤルティー、著作権料、ライセンス料、技術的支援およびマネジメント費用、株式、およびその他の本法に基づく投資に関する経常利益</li> <li>c. 投資または投資に関連して所有していた財産の全部もしくは一部の売却による利益</li> <li>d. ローン契約を含む契約に基づく支払</li> <li>e. 投資に関する紛争の和解に基づく支払</li> <li>f. 投資または没収に際して行われた補償やその他の支払</li> <li>g. ミャンマー国内で適法に雇用された外国人駐在員の収入や報酬</li> </ul> </li> <li>✓ 上記d.のローンに関する送金や受領は規則に基づき、ミャンマー中央銀行の承認を得て行う必要あり</li> </ul>
資本取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ミャンマーに外貨を持ち込む外国人投資家には、外国為替取扱銀行(国営3行、民間24行、外国銀行支店13行)での外貨口座の保持が認められる</li> <li>✓ 過去には資本金送金の際は国営銀行を利用する旨の規制があったが、現在では撤廃されている</li> </ul>

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-5】貿易制度①

- ◆ ミャンマーではこれまで輸出第一政策を採用しており、輸出で稼いだ外貨(輸入権付き外貨)の範囲内でしか輸入できない制度となっていたが、2012年に廃止された
- ◆ 輸出入を行うためには「貿易業」としての登録が必要となるが、外国企業には現状、原則として登録が認められておらず、輸出入は地場企業に委託する必要がある
- ◆ ライセンス等の運用は頻繁に変更されるため、実際の取引時は事前に関係当局への確認が必要

### 貿易に関わるライセンス・管理当局

#### 【管理当局】

- ✓ 貿易管理制度については、商業省貿易局および商業・消費者局が管轄している

#### 【ライセンス】

- ✓ 輸出：ネガティブリスト記載の3,345品目のいずれかを輸出する場合はライセンス申請・取得が必要(2019年10月現在)
- ✓ 輸入：原則としてライセンス取得不要であるが、商業省ネガティブリストに記載されている品目については通関前に輸入ライセンスの取得が必要
- ✓ 各ライセンスの有効期限は3ヵ月。期限内に輸出入できなかった場合は、改めて申請し、再度ライセンスを取得する
- ✓ 従来はライセンス取得のために首都ネピドーの商業省窓口まで行く必要があったが、現在は一部の輸入品を除きヤンゴン支局でライセンスの申請・取得が可能になるなど、輸出入手続きは簡素化の方向が見られる

### 貿易に関わる規制

#### 【輸入規制】

- ✓ 輸出入法に基づき、リキュール類、ビール、タバコ等の輸入が禁止されている他、税関法により偽造貨幣や風俗を害する書類、商標権侵害の製品等の輸入が禁止されている
- ✓ その他関連当局の許可や一定の条件を満たす必要がある品目がある

#### 【輸出規制】

- ✓ 金、ダイヤモンド、石油、象牙、牛・水牛および希少動物、武器・弾薬、骨頂品の7品目(分類)と、チークを含む木材の「丸太」での輸出が禁止されている

#### 【外資規制】

- ✓ 外資企業による輸出入は、原則として認められないとの理解
- ✓ 例外として、自社用の物(事業を行う上で必要な物)については、外資100%の法人であっても輸入することが可能
- ✓ 従来より「農業用肥料、殺虫剤、種子、医療用機器、建材」の5品目は100%外資企業の輸入および国内での卸・小売が認められていたが、2018年5月に卸・小売を100%外資企業に開放

(出所)JETRO資料、当局ヒアリングより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-5】貿易制度②～FTA等

- ◆ ミャンマーは、1997年にASEAN加入。ASEAN域内自由貿易協定により、原則2015年までに域内関税を全廃へ(AFTA)
- ◆ ミャンマーを含む後発4カ国と日本間については、2026年までに85%の製品の関税を全廃へ(AJCEP)
- ◆ ミャンマーは後発途上国に認定されており、日本に輸入される多くの品目が免税または減税に

### AFTA

- ✓ ミャンマーは、1997年にASEAN加入。ASEAN自由貿易地域の取り決めにより、2008年までに全品目の80%の関税を0%～5%にし、2015年までに一部例外を除き全品目の関税を撤廃することが義務付けられていたが、総品目数の7%以下の品目に係る撤廃期限は2018年まで猶予されている

### AJCEP

- ✓ 日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定により、2018年には日本-原加盟国6カ国(シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイ)間の90%の品目の関税を撤廃予定
- ✓ 2023年、ベトナムの90%の品目の関税撤廃予定
- ✓ 2026年、残り3カ国(ラオス、カンボジア、ミャンマー)の85%の品目の関税撤廃予定

### 特惠関税

- ✓ カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびバングラデシュは、後発途上国(Least Developed Countries: LDC)に分類されていることから、さらに追加的な優遇措置を受けることができ、一般特惠関税(GSP)品目約3,560品目に加えてさらに多くの商品(約2,400品目)が免税もしくは関税引き下げの対象となっている

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-6】通貨規制

- ◆ ミャンマー・チャット(MMK)は、現地規制により自国外の市場において両替ができない通貨
- ◆ 従来銀行の取り扱い可能通貨は、MMK(ミャンマー・チャット)、USD、EUR、SGDの4通貨のみであったが、中央銀行は2019年1月30日、JPY、RMBを決済通貨として利用を認めると発表(日本円・人民元の口座開設・現金両替の取扱いは、引き続き認められていない)
- ◆ ミャンマーでは2015年5月より、1社/1人あたり、1日5千米ドル、1週間で2回、1万米ドルまでの銀行口座からの引出制限が開始されている

### 現地通貨

通貨名	ミャンマー・チャット
公示区分	×
海外仕向送金可否	×
海外被仕向送金可否	×
普通預金	× (USD/EUR/SGDのみ)
定期預金	× (USD/EUR/SGDのみ)
為替予約	個別相談
NDF	×

### ミャンマーでの金融特有事情(事例)

#### 為替予約

- 当行が為替先物市場の創設に関与、2016年4月よりミャンマー初の為替先物予約サービスを開始
- ただし、市場流動性が十分でないため、取引先の要望に対して事前相談と個別受付にて対応中

#### ローカルカレンシー送金

- MMKはミャンマー外では通貨交換ができないため、支払いの円貨額をあらかじめ確定させる送金方法「ローカルカレンシー送金」という手法で、MMK建ての仕向送金を実施中
- ミャンマー国内でMMK建てでの支払いが想定される場合、検討可能なサービス

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【IV-7】資金調達

- ◆ ミャンマー国外のオフショアでの外貨調達には規制があり留意が必要
- ◆ オフショアローンは事前にミャンマー中央銀行の許可が必要

	親会社からの調達		銀行からの調達
	出資・増資	オフショアローン(親子ローン)	オンショアローン
通貨	USD・MMK	USD・EUR・SGD・JPY・RMB	USD・EUR・SGD・JPY・RMB・MMK
規制	規制なし	<p>規制あり 下記条件を満たす必要あり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資本金が500,000USD以上であること</li> <li>2. 借手側は経常取引による海外収入があること(経常取引による海外収入がない場合、国内収入により十分に返済可能と認められ、又予測可能な為替レートの変動幅に対する対応プランを立てる必要あり)</li> <li>3. 資本金の80%以上がMICの認可を得て払込済みであること</li> <li>4. 負債資本比率が3:1~4:1程度までであること</li> <li>5. 契約書の融資期間および条件並びに契約関連書類が正確かつ適切に整備されていること</li> <li>6. 融資期間は中長期で返済スケジュールが契約書に基づいていること</li> </ol>	<p>外国銀行はMMK/USD貸出可能 (地場銀行からの調達は土地担保が必要であり、現実的な選択肢ではない)</p> <p>✓ 期間 MMK: 1年間(ただし、中銀の個別認可により3年間可能<sup>*</sup>) USD: 特に制限無し</p> <p>✓ 貸出レート MMK: 貸出上限金利 13%** USD: 市場金利</p> <p>✓ 1社貸出制限 銀行に1社/1企業グループ向け貸出の規制あり(銀行の擬制資本金の20%が上限)</p> <p>✓ 資金用途 制約なし</p>
許認可	MIC等の事前承認が必要	中央銀行事前承認が必要 一度承認を得られれば貸付実行・返済共に送金可能	不要

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成 \*個別に取引銀行あてご確認ください、\*\*無担保の場合は16%

## 【IV-8】成長政策

- ◆ ミャンマーの輸出は、天然ガスに大きく依存していることから国際資源価格の動向に大きく影響される
- ◆ 政府は国家輸出戦略2015-2019を策定し、一次産品や軽工業品を中心に、天然ガス以外の輸出拡大を目指す
- ◆ 他方、2018年8月には、ミャンマーで初といえる中長期的な経済発展の指針「ミャンマー持続可能な開発プラン (MSDP)」を発表、今後具体的な取り組みが期待される

### 国家輸出戦略で輸出拡大を目指す品目

織物・衣類	水産物
林産物	ゴム
豆・油糧種子	観光
コメ	
2018年2月に発表された追加品目	
果物	手工芸品
貴石・貴金属	加工食品
ITサービス	

### Myanmar Sustainable Development Plan (Framework)

Goal I	Goal II	Goal III	Goal IV	Goal V
Peace, National Reconciliation, Security & Good Governance	Economic Stability & Strengthened Macroeconomic Management	Job Creation & Private Sector Led Growth	Human Resource & Social Development for a 21st Century Society	Natural Resources & the Environment for Posterity of the Nation
PILLAR1		PILLAR2	PILLAR3	

(出所)各種報道よりみずほ銀行国際戦略部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

# 【V-1】みずほ銀行 ヤンゴン支店のご案内

## ヤンゴン支店概要

名称	Mizuho Bank, Ltd. Yangon Branch
住所	セドナホテル ビジネス棟4階 Level 4 Sedona Business Suites No.1 Ka Ba Aye Pagoda Road, Yakin Township Yangon Republic of the Union of Myanmar
開業	2015年8月3日
営業時間	月曜日～金曜日9:30～15:00(月末のみ8:30～14:00)
人数	61名(2019年9月現在) (含むThilawa 出張所スタッフ)
その他	Thilawa出張所を2015年12月に開業



Yangon Branch Office



Thilawa Front Office



(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略部作成(写真:みずほ銀行撮影)

## 【V-2】業務提携

### ◆ みずほ銀行が進出支援に向けてミャンマーで取り組んできた各MOU

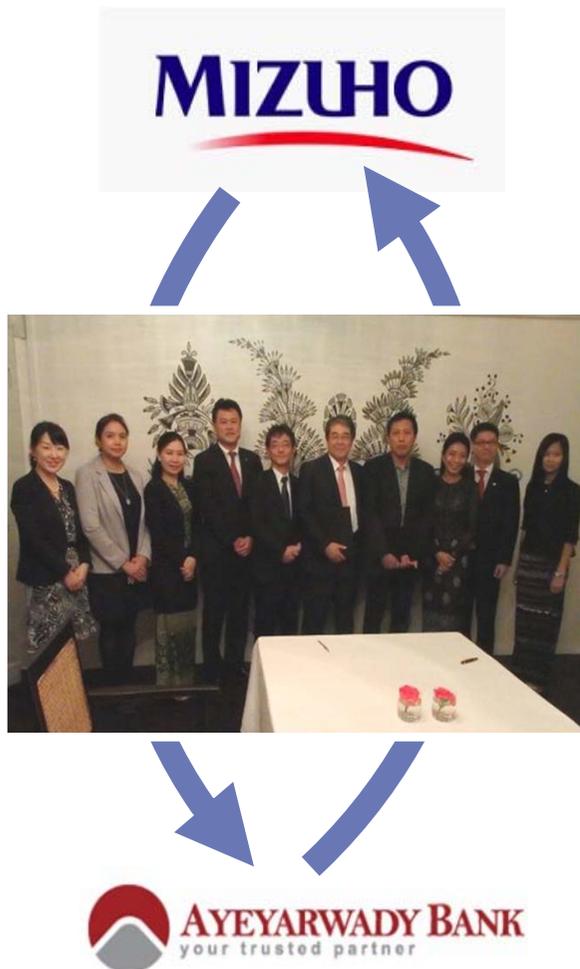
#### 各MOUの概要

	Ayeyarwady Bank	UMFCCI	MIC	Max Myanmar
				
機関	民間銀行	ミャンマー商工会議所 連盟 (ミャンマー経済界)	ミャンマー投資 委員会 (政府の外国投資の認 可機関)	民間企業
締結日	2013年12月	2014年9月	2015年7月	2016年11月
締結の目的	日本企業進出支援			
特徴	ミャンマーを代表する 銀行	ミャンマーの企業や 業界団体が加盟	投資促進での 政府サポート	Maxグループとの さらなる関係強化

(出所) 各種資料よりみずほ銀行国際戦略部作成

## 【V-2】業務提携～ Ayeyarwady Bank

- ◆ 2013年12月、みずほ銀行は、民間大手銀行の一行であるAyeyarwady Bankと日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結
- ◆ 当行はAyeyarwady Bankとの業務提携を生かし、お客さまへ銀行サービスをご提供



### Ayeyarwady Bankの概要

設立日	2010年8月11日
主な取扱業務	Retail, Commercial, Investment and Development
総資産	5.6兆 チャット (2018年9月末時点) (37億米ドル[1USD≒1,531MMK])
拠点数	258支店 (2019年8月時点。地場銀行中2位)
従業員数	約8,300人(2017年時点)

(出所) 各種資料よりみずほ銀行国際戦略部作成(写真:みずほ銀行撮影)

## 【V-2】業務提携～ミャンマー商工会議所連盟

- ◆ 2014年9月、みずほ銀行は傘下に2万5千社以上の加盟企業と、64の系列事業者団体、地域や州の商工会議所、国境貿易の商工会議所を有するミャンマー最大の経済団体ミャンマー商工会議所(UMFCCI)と日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結
- ◆ UMFCCIとの覚書締結により、ミャンマー投資に向けた日系企業の事業展開のサポートに関し、当行の提供する投資情報とサポート体制が、より一層充実



### ミャンマー商工会議所(UMFCCI)について

- 現在傘下に2万5千社以上の加盟企業と64の系列事業者団体、地域や州の商工会議所、国境貿易の商工会議所を有するミャンマー最大の経済団体
- UMFCCIの主な活動は、加盟企業への情報提供、人材開発、ビジネス紹介、セミナー等様々な分野でサービス提供

### 主な業務提携内容

- 日系企業進出、誘致に関する相互協力
- 日系企業のミャンマー進出相談会等の共催
- 日系企業に対するミャンマー側パートナー候補の紹介、ミャンマー進出に伴う諸手続きのサポート等

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略部作成(写真:みずほ銀行撮影)

## 【V-2】業務提携～ミャンマー投資委員会

- ◆ 2015年7月28日、みずほ銀行はミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission、以下、「MIC」)との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結。MICとの業務協力覚書締結は邦銀初
- ◆ <みずほ>は、本覚書締結により、日系企業を中心としたお客さまのミャンマーへの新規進出や事業拡大を従来以上にサポートするとともに、進出サポートを通じてミャンマーの経済発展にも貢献

MIZUHO



Myanmar Investment  
Commission

### ミャンマー投資委員会(MIC)について

- ミャンマーにおいて外国投資法に基づき設置された、外国企業の投資許認可の申請受付や投資許可証の発行を担う政府機関

### 主な業務提携内容

- 本覚書は、ミャンマーへの進出を検討する日系企業に対する現地情報の提供およびサポート体制の充実を目的としており、具体的には、以下に取り組む
  1. 日系企業進出・誘致に関する相互協力
  2. 投資セミナー共催
  3. 日系企業進出時の諸手続きのサポート

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略部作成(写真:みずほ銀行撮影)

## 【V-2】業務提携～Max Myanmarグループ

- ◆ 2016年11月、Max Myanmar Holding Co., Ltd.と日系企業のミャンマーへの投資促進支援を目的とする業務協力覚書を締結。邦銀が同グループと締結するのは初めて
- ◆ 同社のミャンマー全土のネットワークを活用し、日系企業の新規進出や事業拡大ニーズをより細かくサポートし、ミャンマー経済発展への貢献を目指す



### Max Myanmar Holdingについて

- エネルギー、建設、高速道路、セメント、農業、貿易関連事業等、幅広い事業を展開するミャンマーを代表する企業グループ
- Maxグループとしては1993年設立され、グループ系列には先にMOUを締結したAyeyarwady Bankがある
- 会長のZaw Zaw氏は日本でのビジネス経験が豊かで日本への造詣が深い

### 主な業務提携内容

- Max Myanmarグループとの更なる関係強化
- 当行お客さまのミャンマーへの投資促進支援の強化
- 日緬両国の関係強化および日系企業によるミャンマーへの投資促進

(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略部作成(写真:みずほ銀行撮影)

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。